

## 博物館改修整備検討の関係資料

- 1 令和5年度一般会計補正予算説明資料・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 鳥取県立博物館に係る検討経緯・・・・・・・・・・ 2～3
- 3 鳥取県立博物館改修整備基本構想（中間まとめ）について・・ 4～33
- 4 博物館法の一部を改正する法律の概要・・・・・・・・・・ 34～36
- 5 ふるさとキャリア教育に関する系統的な取組の推進について・・ 37～38
- 6 文化財保護法と鳥取城跡の保存管理計画等について・・・・・・・・ 39～40
- 7 鳥取県教育DX推進の方向性・・・・・・・・・・ 41～43
- 8 関係機関や地域との連携について・・・・・・・・・・ 44
- 9 加盟館をめぐるおトクな特典が受けられます！・・・・・・・・ 45～46
- 10 体験的学習活動等休業日・・・・・・・・・・ 47
- 11 県立博物館における収蔵庫の現状・・・・・・・・・・ 48
- 12 鳥取県PPP／PFI手法活用の優先的検討方針・・・・・・・・ 49～52



令和5年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費  
6項 社会教育費  
3目 博物館費

博物館（電話：0857-26-8042）  
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
(新) 県立博物館改修整備検討事業	0	〔債務負担行為〕 25,740 33,330	〔債務負担行為〕 25,740 33,330				〔債務負担行為〕 25,740 33,330
トータルコスト	0	44,001	44,001	(補正に係る主な業務内容)			
従事する職員数	0.0人	2.0人	2.0人	施設、設備の改修等			

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

平成30年6月に策定した改修整備基本構想で、美術館整備スケジュール等を踏まえながら適当な時期に内容を改めて検討した上で改修するとされていたが、美術館の開館や今後の運営等具体的な形が見えてきたことから、改修のための見直し検討に着手し、「改修整備基本方針」を策定する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	事業内容	予算額		
		令和5年度	令和6年度	合計
改修整備基本方針策定	改修整備基本方針の策定に必要となる既存建物の調査、改修方針の検討を現有施設の元設計事業者に委託する。(委託期間：令和5年7月から令和6年8月まで) ・劣化及び耐震診断結果(平成27年9月)を踏まえた現地調査 ・建築基準法上の既存不適合部分の把握と改修方針 ・耐震補強計画と利活用計画を調整した改修方針 ・バリアフリー化の改修方針 ・改正省エネ法への対応方針 ・長寿命化(内装/設備)の対応方針 ・工事仮設の対応方針 ・施設改修等における文化庁協議の方針 等	33,330	25,740 (債務負担行為)	59,070

[参考：PFI手法での改修整備の最短スケジュール]

令和5年度	基本方針検討
令和6年度	基本方針策定 導入可能性調査→整備・運営手法の決定 発注準備(アドバイザー業務)
令和7年度	実施方針の公表
令和8年度	事業者決定(事業着手)
令和9年度	改修工事(工事2年、枯らし1年)
令和12年度	リニューアルオープン

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

令和12年のリニューアルオープンに向け、令和5、6年度に博物館の現地調査、改修整備基本方針の検討及び策定を行う。

<取組状況・改善点>

建築後50年経過に伴う建物の老朽化、耐震力不足、バリアフリー未対応、照明のLED化等を総合的に勘案し、改修を実施する。

## 博物館改修に係るこれまでの検討経緯

令和5年7月14日

年 月	内 容
平成19年12月	平成18年度決算審査特別委員会の報告 「収蔵品が適正に保管できるよう県の遊休施設を利用するなど、早急に収蔵場所を確保すべき。駐車場については、鳥取市と緊密な連携を図り、あらゆる手段で利用者利便向上策を早急に検討すべき。」
平成20年12月	鳥取県の将来ビジョン 「財政事情が許せば県民合意を得た上で美術館を建設」
平成24年11月	平成23年度決算に係る監査意見 「貴重な所蔵品を県民に公開することを念頭に置き、良好な状態で適正に保管できる所蔵場所の確保を早急に検討されたい。」
平成25年11月	平成24年度決算に係る監査意見 「博物館協議会で収蔵庫や現施設老朽化への対応、博物館機能のあり方などについて意見が交わされているが未だ方向性は示されていない。博物館のあり方について分館の設置も視野入れ検討を急ぎ、早急に方針を示されたい。」
平成25年12月	平成24年度決算審査特別委員会の報告 「博物館の現状や課題を整理し、今後の博物館のあり方について、ゼロベースから検討・議論を始め、県民理解を得た上で、早急に今後のあるべき姿の方向性を決定していくべき。」
平成26年8月 ～27年3月	鳥取県立博物館現状・課題検討委員会 「自然、歴史・民俗、美術の3分野のいずれかのために新たな施設を整備するとともに、現在の建物を残る2つの分野のための施設に改修することを基本として考えるべき。」
平成27年2月	鳥取県立博物館の今後の施設整備のあり方に関するアンケート 50.6%の方が「美術分野のための新たな施設を整備（現在の施設は自然分野と歴史・民俗分野のための施設に改修）」と回答。
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【博物館改修関係】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【美術館整備関係】</div> </div>
平成27年6月	平成27年6月県議会で美術館整備基本構想検討のための予算を承認
平成27年7月 ～	<div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年9月博物館協議会で基本構想について検討</li> <li>・平成28年1月博物館協議会で基本構想について検討</li> <li>・平成28年4月博物館協議会で基本構想について検討</li> <li>・平成28年8月博物館協議会で基本構想について検討</li> <li>・平成28年11月博物館協議会で基本構想について検討</li> </ul> </div> <div style="flex: 1;"> <p>鳥取県美術館整備基本構想検討委員会</p> <p>美術館を整備する場合における基本的な設置目的・理念、性格や機能、施設設備や規模、立地条件、運営体制等について順を追って議論。（13回開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年10月美術館の整備に関する県民意識調査（3,000名）</li> <li>・平成28年11月基本構想中間とりまとめ</li> <li>・平成29年1月美術館の建設場所に関する県民意識調査（5,000名）</li> <li>・平成29年2月基本構想とりまとめ</li> </ul> </div> </div>
平成29年3月	鳥取県美術館整備基本構想を決定 ・平成29年2月定例県議会で、倉吉市営ラグビー場を建設場所とする基本計画及びPFI導入可能性調査等に要する予算案を可決。

平成 29 年 8 月 ～	・平成 29 年 8 月博物館協議会で基本構想について検討 ・平成 29 年 11 月博物館協議会で基本構想について検討	
平成 30 年 3 月		鳥取県美術館整備基本計画（中間まとめ） PFI 手法導入可能性調査報告
平成 30 年 5 月	・平成 30 年 5 月博物館協議会で基本構想について検討	県有施設・資産有効活用戦略会議 BTO方式によるPFI手法の導入が有効
平成 30 年 6 月	鳥取県立博物館改修整備基本構想（中間まとめ）策定	
平成 30 年 7 月		PFI 事業者選定準備のための予算を承認 鳥取県立美術館整備基本計画最終とりまとめ
平成 31 年 3 月		実施方針の公表及び事業者説明会の開催
令和元年 6 月		債務負担行為及び美術館設置条例を議決
令和元年 7 月		特定事業の選定・公表
令和 2 年 1 月		県民参加型公開プレゼンテーション・事業者ヒアリング・最優秀提案者の選定
		県教育委員会が落札者決定の公表
令和 2 年 3 月		事業契約の締結及び指定管理者の指定を議決
令和 2 年 11 月	県外視察開始（但し、コロナで一部延期）	
令和 2 年 12 月		基本設計のとりまとめ
令和 3 年 1 月		実施設計完了、建設工事着工
令和 3 年 11 月		
令和 3 年 12 月		
令和 4 年 2 月		
令和 5 年 1 月		
令和 5 年 6 月	6 月補正予算で改修検討経費を計上	
令和 6 年 3 月 (予定)		建物竣工
令和 7 年春 (予定)		開館

## 鳥取県立博物館改修整備基本構想（中間まとめ）について

平成30年6月15日

博 物 館

現施設から美術分野を移転する方針をもとに、残る自然、歴史・民俗の2分野のための施設改修とその後の運営の方向等について、鳥取県立博物館協議会の意見等を踏まえ、県教育委員会として、鳥取県立博物館改修整備基本構想（中間まとめ）を別添のとおり策定したので報告します。

## I 県博の設置目的

- 1 鳥取県の美しく豊かな自然と変化に富んだ先人の歩みを確実に後世に伝えていくとともに、国内外の多彩な自然や人間の歩みへの理解を促す。
- 2 子ども達をはじめとする県民が、独自の自然と先人の歩みに由来する鳥取県の個性や魅力を確認・強化しつつ、国内外の自然や人間の歩みの多彩さに触れて知的探求の幅を広げ、より深化させていくことを、学校教育と連携して支援する。
- 3 独自の自然風土や歴史文化に支えられ、多彩な学術文化に囲まれて心豊かに暮らせる地域を創り上げることに貢献する。
- 4 独自で多彩な自然と人間の歩みを調査・紹介・普及することにより、国内外から多くの人を引き付け、様々なヒト・モノ・コトを結び付けて、新たな交流と発展の核となる。

## II 必要な機能・改修後の計画（案）

- 1 収集・保管関係 ～ 収蔵庫の常時観覧（一部収蔵庫にガラス窓設置）～
  - ①鳥取県の自然や歴史・民俗に関する資料の収集
  - ②収集資料の保管と活用
- 2 展示関係
  - (1) 常設展示 ～ 「資料」が語る展示 ～
    - ①鳥取県を知るための融合展示 ※自然展示室（歴史・民俗との融合展示など）
    - ②鳥取県に関する分野別展示 ※歴史民俗展示室（鳥取藩絵師作品等の混合展示など）
  - (2) 企画展示 ～ 自然や歴史・民俗分野の展覧会は2か月程度にわたる長期開催 ～
    - ①国内外の貴重な資料を観覧できる展覧会（年1回程度）
    - ②鳥取県の自然や歴史・民俗に関する展覧会（年1回程度）
    - ③県立美術館（仮称）主催の美術系展覧会等の開催
- 3 調査研究関係 ～ 「収蔵資料」を活かした開かれた調査研究活動～
  - ①収集資料の整理と研究
  - ②目録・データベースの提供と「研究報告」の発行
 ※ 県民等への成果の還元と、国内外の研究者等の参画・協力を得やすくする。
- 4 教育普及関係 ～ 100人以上が収容できる多目的スペース（講演、ワークショップに活用）を核に～
  - ①講座・講演会・観察会・ワークショップ等の充実
  - ②アウトリーチ活動
  - ③学校教育活動の支援
- 5 地域・県民との連携・協力関係 ～ 県民の生涯学習の場～
  - ①ボランティアや任意団体等による博物館活動の活性化
  - ②研究機関等との連携事業の推進
  - ③県民の活動成果の発表機会の提供
  - ④県内他館との連携

## III 施設の現状と改修後の比較（収集保管機能の確保・教育普及機能の充実など）

（単位：㎡）

区 分		現状面積	改修後案	増減	備 考
収 集 保 管	自然	706.2	1,115.0	+408.8	燻蒸室(仮設設備を活用) 美術収蔵スペースを一部存置
	人文	830.0	1,430.2	+600.2	
	美術	550.0	99.0	△451.0	
	計	2,086.2	2,644.2	558.0	
展 示	企画	1,404.0	1,030.0	△374.0	企画展示室2室を引続き存置
	常設	1,290.0	1,030.0	△260.0	
	計	2,694.0	2,060.0	△634.0	
教育普及		317.0	435.0	+118.0	多目的スペース、体験実習室 ボランティア室

#### IV より効率的な改修・運営計画手法の検討

現施設の改修整備を進めるにあたっては、「鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針」により、従来型手法に優先してPPP/PFI手法を検討するなど具体的な整備手法について工夫を図っていくこととなるが、県立美術館整備スケジュールを踏まえての改修整備となり、相当の年数が必要となることから、改めて、適当となる時期においてより効率的な施設改修・運営手法の具体的な検討を進めていくこととする。

#### V 今後の進め方

この「中間まとめ」は、博物館の整備・運営手法以外についての考え方を整理したものであり、県立美術館整備スケジュール等を踏まえながら、PPP/PFI優先方針に基づく整備・運営手法の検討を行い、さらにその時点での必要な修正を踏まえて最終的な取りまとめを行う。

併せて、新たな博物館の出発を示せる象徴的な意匠をほどこすことや、外構まわりも含めてユニバーサルデザインの視点での必要な対応を行うことも検討する。

# **鳥取県立博物館改修整備基本構想**

## **中間まとめ**

平成30年6月

**鳥取県教育委員会**



# 目 次

<b>第1章 鳥取県立博物館の現状と課題</b> .....	1
1 鳥取県立博物館の現状 .....	1
2 県博の課題 .....	1
(1) 県民との連携・地域への貢献 .....	1
(2) 多様なニーズに対応した基本業務の展開 .....	1
(3) 戦略的な運営体制の整備 .....	2
3 課題に対応した施設設備 .....	2
(1) 現状・課題検討委員会の提言 .....	2
(2) 教育委員会の方針 .....	2
4 県博の在り方に関する基本認識 .....	3
(1) 鳥取県の自然と人間の歩みの継承と活用 .....	3
(2) 国内外の自然や人間の歩みの理解と交流 .....	4
(3) 人づくり・地域づくりの推進 .....	4
<b>第2章 県博の設置目的</b> .....	6
<b>第3章 必要な機能</b> .....	7
1 収集・保管 .....	7
2 展示 .....	7
3 調査研究 .....	8
4 教育普及 .....	8
5 県民・地域との協働・連携 .....	9
<b>第4章 改修後の事業計画（想定）</b> .....	10
1 収集・保管関係 .....	10
2 展示関係 .....	10
3 調査研究関係 .....	11
4 教育普及関係 .....	11
5 地域・県民との連携・協力関係 .....	12
<b>第5章 必要な施設・設備</b> .....	13
1 主な施設・設備と対応 .....	13
<b>第6章 改修後の想定利用者数と運営経費見込み</b> .....	22
1 想定利用者数（見込み） .....	22
2 運営経費の試算 .....	22
<b>第7章 より効率的な改修・運営計画手法の検討</b> .....	24
1 現状・課題検討委員会による提言 .....	24
2 現状・課題検討委員会の提言に対応した検討状況 .....	24
3 鳥取県PPP／PFI手法活用の優先的検討方針に基づく検討 .....	25
<b>第8章 今後の進め方</b> .....	26

## 第1章 鳥取県立博物館の現状と課題

### 1 鳥取県立博物館の現状

鳥取県立博物館(以下「県博」という。)は、開館後40年以上経過し、施設面で次のような深刻な問題を抱えている。

- (1) 建物の老朽化により雨漏りが頻発し、構造的な脆弱化に至るおそれがある他、基幹設備も耐用年数を大幅に超過し、深刻な機能障害が発生しかねない状況にある。
- (2) 学術資料や美術作品の収集・保存に努めた結果、収蔵庫が過密化し庫外に保管せざるを得なくなっており、県民の宝である貴重な資料の散逸や毀損といった事態を招きかねない。
- (3) 来館者が利用可能な駐車スペースが絶対的に不足しており、周辺駐車場でも対応しきれず、自家用車や観光バスで来る方には不便を忍んでもらっている。
- (4) 施設設備の制約もあって常設展示の機動的更新、体験型展示の導入、県民の作品展の開催等が十分に出来ない。

### 2 県博の課題

そうした状況にある県博については、今まで凍結されてきたハード面の対応も含む抜本的な対策を早急に実施しなければならない。そのためには、県博のこれまでの取組を検証して問題点を明らかにし、必要な対策をゼロベースで検討する必要がある。こうした考え方に基づき平成26年度、鳥取県立博物館現状・課題検討委員会が総合的に議論された結果、現在県博が抱えている諸課題とそれへの対応の方向性が、次のとおり整理された。

#### (1) 県民との連携・地域への貢献

県博は、学術文化に関する県民のニーズに応えつつ、本県の学術文化の振興に寄与して、地域の活性化に資するような活動を展開することにより、人と物、人と人、過去と未来、地域の内と外をつなぐ結節点となり、内外の様々なヒト、モノ、コトが集う場となるべきだが、いまだそのような場となれてはいない。

もっと県民の参画・利用を促進しつつ、地域の様々な団体や機関と連携して、県民が自分達のものだと思えるような地域に根づいた施設となるよう努力すべきである。従来の枠組にとらわれず、地域振興に役立つ取組を積極的に展開し、鳥取県の魅力発信に努めていく必要がある。

#### (2) 多様なニーズに対応した基本業務の展開

貴重な資料の収集保管・展示や教育普及活動、資料に関する調査研究等の業務を的確にこなすことができなければ博物館とはいえない。しかし近年、価値観の多様化が進み、これらの業務により対応すべき県民ニーズも高度・多様化する中であって、県博は施設の物理的な制約もあり、こうしたニーズに即した業務展開を図れていない。

今後は、それらに的確に対応した業務を展開していくことにより、学術文化の面で県民の創造性を育み、鳥取県の魅力を強化して新たな交流と発展の核となるような施設づくりを進めていかなければならない。

### (3) 戦略的な運営体制の整備

地方財政の逼迫により厳しい経営環境に置かれる公立博物館が増える一方、住民の文化志向の高まりを受けて文化政策を重視する自治体も増加している。そんな状況下では博物館も、自らが社会の中で果たす役割を再確認し、これを社会に示して自身の存在意義を認めさせる必要があるが、県博はそれが十分にできていない。

今後はそうしたことが適切に行えるよう、県や住民が運営状況を継続的に把握・評価し、必要なら館の運営方針等も随時見直すような仕組みを整えていく必要がある。そのように運営されなければ、県民のための博物館として発展し続けることはできない。

## 3 課題に対応した施設整備

### (1) 現状・課題検討委員会の提言

以上の諸課題に現在の施設で対応しようとするれば、大規模な増改築や敷地拡張が必要となるが、現施設は国の史跡指定地内にあることから、それは不可能であり、県博に現在収まっている機能の全てを現施設内に維持したまま、各課題に対応していくことはできない。

一方で、現施設は老朽化が進んでおり耐震性も十分ではないが、改修や補強を行えば今後も博物館等として使用可能である。長年県民に親しまれた優れた建築物であり、鳥取市の中心部なのに緑の多い久松山下の旧鳥取城敷地内という好立地にある。現施設は今後も極力活用していくべきである。

従って、新たな施設を整備して現施設の機能の一部をそこに移転すべきだが、この際、狭隘化している収蔵庫のみを移転させるのは、保管資料の頻繁な搬出入に係る労力・時間・費用や損傷リスク等を考えれば適当でない。自然、歴史・民俗、美術の3分野のいずれかを移転させ、残りは現在の施設に残すのが適当である。

以上の考え方を基本として幅広く議論を重ね、県民と対話しながらどんな施設を整備するのが良いか検討し、県民的なコンセンサスを得て事業計画を固めていくようにすべきである。

### (2) 教育委員会の方針

平成27年2月に県博が行った「鳥取県立博物館の今後の施設整備のあり方に関するアンケート」では、50.6%の方が3分野の中で「美術分野のための新たな施設を整備(現在の施設は自然分野と歴史・民俗分野のための施設に改修)」するのが良いとの回答を受け、こうした結果も踏まえ、鳥取県教育委員会としては、それが各分野の問題解決上最も効果的であること等から、美術分野を新たに整備する倉吉市内の施設(美術館)に移転し、現在の施設を残る自然、歴史・民俗の2分野のための施設に改修する方向で考えていくこととされた。

これらの対応については、新たな美術館の整備を先行させ、現在県博に収蔵されている作品や資料を、自然、歴史・民俗分野のものも含め当該美術館に一旦移転し、現施設を空にした上でその改修に取り掛かるのが適当である。そうしないと、貴重な収蔵資料等を毀損事故に係る損害保険に加入した上で県外の保管施設へ運搬し、そこに長期間保管しなければならなくなり、多大な経費がかかるからである。

従って、現施設の改修は数年以上先になるが、当該改修はどのような規模、内容のものとなるのか、改修後はどのように運営されるのかといったことは、新しい美術館

の在り方にも関わってくるので、自然・歴史系博物館としての基本的な方向性は、速やかに明らかにしていく必要がある。

鳥取県教育委員会はそのように考え、現在の県博の施設を自然、歴史・民俗の2分野のための施設に改修する場合の基本的な方向性を取りまとめた構想を策定すべく、一昨年度以来、鳥取県博物館協議会において精力的に審議をいただいていた。それらのご意見等を踏まえた構想の取りまとめ内容はあくまで現時点のものであり、改修までには相当な年数を必要とすることから、適切な時期に情勢変化を踏まえた所要の見直し等を行う必要がある。

#### 4 県博のあり方に関する基本認識

我が国が人口減少時代へ移行する中であって、地方は、少子・高齢化の進展に伴う人口や活力の減少に悩まされ続けている。そうした状況に対し最近では、各地域に固有の自然風土や歴史文化を再評価し、独自の貴重なものとして内外に発信して地域再生に成功する事例が増えてきている。

これは、それらが地域社会のあり様を規定しつつ住民の心のより所となって、そのアイデンティティと密接に結び付いているからである。単純な右肩上がり成長の時代が終わり、価値観の変化・多様化が進む中で、地域を再生し持続的に発展させていくためには、その中核としてこれら地域の個性の源を維持・継承しながら、国内外の多様な自然風土や歴史文化への理解も深め、それらとの比較・交流の中から新たな個性の展開へと進む基盤を創出することが重要になる。

それにもかかわらず鳥取県の自然、歴史、文化の精華を蓄積・伝播する基幹施設たる県博は、県民の宝とも言うべき保存資料を次世代に引き継ぐことさえ困難になっている。この状況を抜本的に改善する最良の方策が、前記3のとおり新たに美術館を整備し、現施設を自然・歴史博物館に改修することである以上、その推進は非常に重要な課題である。

こうした状況を踏まえれば、当該改修により生まれ変わる博物館は、前記2のような方向を目指すと同時に、次のとおり、鳥取県の自然や先人の歩みに関する資料を継承・活用しつつ、国内外との関係性への理解や交流も促進し、鳥取県創生のための人づくりや地域づくりをも推進する施設として整備される必要がある。

なお、新たな美術館が倉吉市内に整備されることにより、県東部における美術作品を鑑賞する機会や県民活動等が減少する懸念の声があることや平成29年度鳥取県立美術館整備推進事業予算に係る鳥取県議会からの附帯意見を踏まえ、改修後の県博でも美術分野の取り組みができる配慮も必要である。

##### (1) 鳥取県の自然と人間の歩みの継承と活用

鳥取県の豊かな自然とその中で営まれてきた人々の暮らしは、太古から様々に変化しつつ今日まで続き、未来へと連なっていく。これらが他のどの地域とも完全に同じではない独自の歩みを遂げて来た結果として、現在の我々の郷土や生活は他の地域と微妙にあるいは大きく異なっている。そのような変遷の歴史こそが、今この地域に生きる我々の個性やアイデンティティの源になっている。

それは、現在の我々の個性や生き方が、地域の自然と先人達のこれまでの歩みによ

って一定の方向性を付与されているということでもある。従って、それらについて学ぶことは、明日の自分、次代の県民の進むべき道を探り、未来を切り拓いていくことに繋がる。この意味で、鳥取県の自然や歴史等を伝えていくことは、県民に未来への指針を提供することでもある。

こうした考え方に基づき県博では、太古以来の鳥取の自然と歴史・民俗の変遷を今に伝える自然史標本や歴史・民俗資料などを収集、研究し、県民への展示・普及に努めてきた。新しく生まれ変わる博物館は、その成果を引き継ぎつつ、色々な人がこうした資料を活用できるようにして、県民が独自の自然や歴史に誇りと愛着を感じられるようにすると同時に、それらを地域の個性・魅力として国内外に発信していくような施設とならなければならない。

## (2) 国内外の自然や人間の歩みの理解と交流

鳥取県の自然や歴史・民俗の独自性は、他との比較検証があってはじめて見えてくるものである。また、グローバル化が進み、様々な価値観がせめぎ合う情報社会の中で地域の再生や発展を図っていくためには、国内外の様々な地域の自然や歴史も理解してその発展方向を考察し、自らと比較しつつ応用や交流を図るような広い視野と柔軟性が必要である。

他地域の特異な自然や人々の足跡等に触れ、対比、共感、反発等の反応をしていく中で、異質なものも受容して物事の本質を見極め、普遍的な真理を探求する知的態度が涵養される。それは、鳥取県の学術文化の高度で多様な発展を可能とし、他地域との連携と交流による地域創生の契機にもなる。

このため以前から県博は、地球史や進化史、全国的な歴史や民俗文化に関する展示や講座も行ってきたが、必ずしも十分なものではなかった。今後はそうした取組をより積極的に展開することで、県民の多様な知的探求を活性化して学術文化の発展基盤を強化し、様々な地域との連携・交流も推進して鳥取県の未来を拓く拠点施設になっていく必要がある。

## (3) 人づくり・地域づくりの推進

以上のように県博は、鳥取県の独自性を国内外の他地域との比較の中から明らかにし、地域の個性や魅力を内外に発信するとともに、多彩な学術文化を育てて未来を切り拓いていく施設に生まれ変わる必要がある。

この意味で特に重要なのは、次代を担う子ども達である。これからの博物館は、子ども達が気楽に訪れ、知的好奇心の赴くままに様々な自然や歴史に触れられる場所にならなければならない。そこで幼い頃から独自で多様な自然や歴史・民俗文化に親しみ、地域への誇りや愛着、科学する心、文化を創る感性を培った人々は、将来にわたって鳥取県の学術文化を支え、魅力を高めるのに貢献する人材へと成長していく。

このような形で県民と協働し、県民に自分達の施設として支えて貰えるような博物館を創り上げ、それを核として、独自の自然風土や歴史文化に支えられ、多彩な学術文化に恵まれて心豊かに暮らせる地域づくりを進めていく必要がある。これには、県内各地の学校教育や地域活動と連携し、地域の特性に応じて様々な時間、場所、方法

で自然や先人の歩みの紹介等を行うのが効果的である。

しかし県内には、そうした取組の実行・継続が困難になっている地域もある。これを広域的に補完し再生・発展させることは、鳥取県の自然や歴史、民俗文化に関する教育、研究、学習等の基盤を強化し、地域の個性や魅力を高めていく上で非常に重要である。生まれ変わる博物館には、従来の社会教育施設としての展開に加えて、そんな役割も求められることになる。

---

## 第2章 県博の設置目的

---

前項に掲げたあり方の基本認識を踏まえ、改修後の県博の設置目的は次のとおりとする。  
なお、これらは現在であっても目的とすべきであることから、現施設で可能なものは、  
できる限り目的を達成する方向で取り組んでいくものとする。

- 1 鳥取県の美しく豊かな自然と変化に富んだ先人の歩みを確実に後世に伝えていくとともに、国内外の多彩な自然や人間の歩みへの理解を促す。
- 2 子ども達を始めとする県民が、独自の自然と先人の歩みに由来する鳥取県の個性や魅力を確認・強化しつつ、国内外の自然や人間の歩みの多彩さに触れて知的探求の幅を広げ、より深化させていくのを、学校教育と連携して支援する。
- 3 独自の自然風土や歴史文化に支えられ、多彩な学術文化に囲まれて心豊かに暮らせる地域を創り上げるのに貢献する。
- 4 独自で多彩な自然と人間の歩みを調査・紹介・普及することにより、国内外から多くの人を引き付け、様々なヒト・モノ・コトを結び付けて、新たな交流と発展の核となる。

## 第3章 必要な機能

前章の目的を達成するためには、改修後の県博には次のような機能を備える必要があり、改修前であっても対応可能な機能は果たしていく必要がある。

### 1 収集・保管

県博が収集し保管してきた自然や歴史・民俗に関する資料には、貴重な自然の賜物や先人の残した文物など、他に代わる物のない県民の宝とも言うべきものが数多く含まれている。将来様々な形で活用されることも念頭に、これらを次代に極力そのまま引き継いでいくのが、今を生きる我々の使命であり、その使命を果たすためには、宝を安全・確実に守り伝えることのできる機能を持った「蔵」が必要である。

特に近年では、標本収集家の物故や高齢化、過疎集落の伝統保持困難化等により博物館に収蔵しなければ失われてしまう資料が急増している。その受入れが限界に達している現状に鑑み、今後も増えていかざるを得ない博物館資料を適切に保管していける余裕のある「蔵」機能を、改修後には確保すべきである。そうしなければ、県民の協力により県民の宝を守り続けていくことはできない。

- ①鳥取県に関するものを中心に、地学、生物、歴史、民俗文化など自然と先人の歩みに関する貴重な資料を、国内法規や国際協定等を遵守しつつ、体系的・計画的・継続的に収集する機能
- ②収集した資料に関する情報を適切に記録・管理し、国内外における調査研究等に随時活用・提供できる機能
- ③収集した資料を次世代に継承するために温湿度や照明が最適に保たれ、災害等に対しても安全な環境の下で適切に保存・管理し、観覧や閲覧、利活用が容易に行える機能
- ④美術館が県博で開催する鳥取藩ゆかりの作品展示等に対応した、一部の藩絵師作品等の収蔵機能。

### 2 展示

展示は、常設展示と、期間を限定して開催する企画展示の二つを行うものとする。常設展示では、鳥取県の豊かな自然と先人の歩みを安定した知見に基づいて着実に伝えることを目的とするものとし、比較等のため国内外の自然や歴史・民俗も補足的に取り上げる。鳥取県の自然や歴史・民俗の独自性を理解するためには、地球史・進化史や日本史・世界史の中での相対的な位置づけや他地域の民俗文化と対比した場合の客観的な評価を知る必要があるからである。

その際には、地学・生物、歴史・民俗の各分野に関する専門的な展示とは別に、まとまりのある小地域ごとに、各学問分野を融合させ、過去からの流れを一つの物語として紹介するような展示も行っていく必要がある。未来が過去からの流れの先にある以上、変化の方向を見通し未来を創生していくためには、その流れを的確に見定める必要があるからである。

また、歴史・民俗分野の展示では、鳥取藩の歴史を紹介するコーナーにおいて藩絵師



作品等も歴史・民俗資料として展示する。

企画展示では、国内外の貴重な資料を展示して、自然と人間の歩みについて世界や日本の多様な状況をつぶさに紹介する機能と、鳥取県に関する最新の知見や新たな発見を紹介する機能を持たせるものとする。

また、これからの博物館には、子ども達をはじめとする様々な人々が気軽に訪れて学べるようにすることや、県内外の色々な主体の参画・協働により自らの活動を補完・強化することが求められる。展示の面でも、それらに対応する機能の充実を図る必要がある。

- ①鳥取県の豊かな自然と変化に富んだ先人の歩みについて、常時、専門分野ごとに詳しく伝えるとともに、まとまりのある地域ごとに過去からの流れを物語的に紹介する機能
- ②自然と人間の歩みについて、随時、国内外の貴重な資料を用いて世界や日本の多様な状況を伝えるとともに、鳥取県に関する最新の研究成果等を紹介する機能
- ③県東部でも県民等が継続的に美術系展覧会を観覧できる機能
- ④自然や歴史・民俗の研究者や愛好家等も博物館の展示に参画・協働することができる機能
- ⑤年齢や言語、障がい等にかかわらず来場者に親しんでもらえるような展示が行える機能

### 3 調査研究

県博が収集保管する自然や歴史・民俗に関する資料は、きちんと分類・分析され読み解かれて初めて、自然や生命のダイナミズムや当時の人々の思考・行動について、漸くその重い口を開く。また、県内各地に残る豊かな自然や歴史遺産、民俗行事等も鳥取県の自然の多様さや先人達の思いを今に伝える第一級の資料であるが、適切な調査研究が行われなければ、そうした価値を知られることもなく埋もれ失われていく。

このように重要な調査研究の体制が必ずしも十分でない現状に鑑み、改修後の県博は、館内外で円滑・適切な調査研究活動が展開できる機能を備えた施設とする必要がある。そのためには調査研究の面でも、館外の主体の参画・協力を得て博物館の活動を補完・強化するような取組やそれを支える機能を強化していかなければならない。

- ①収集した資料についての調査研究や、博物館の運営・活動に関する調査研究を集中的に行える機能と、調査研究に必要な資料や図書を迅速に参照等できる機能
- ②県博の収蔵資料を内外の研究者等が容易に調査・利活用できる機能
- ③調査研究の成果を反映した展示を行い、あるいはその成果を取りまとめた紀要を発行して、成果を県民等に還元する機能
- ④県内各地に残る豊かな自然や歴史遺産、民俗行事等を、大学や民間の研究者など館外主体の参画・協力を得て調査研究する機能

### 4 教育普及

これからの県博は、独自で多彩な自然や人間の歩みについて学習・体験する機会を県民に提供し、その知的探求心の多様化・活性化を促して学術文化の発展基盤を強化することにより、鳥取県の未来を拓く拠点とならなければならない。そのためには、次代を担う子ども達をはじめとする様々な人々が、気軽に訪れて学習する社会教育施設と

しての在り方を一層強化していく必要がある。

この意味で従来にも増して重要になるのが、学校教育との連携である。学校教育の中でも地域学習は重視されており、子ども達が等しく地域の自然や歴史の独自性や価値について理解を深められるよう、展示や博学連携プログラム等を充実していく必要がある。従来から行っている講座や観察会なども、多様化した学習ニーズに応じて、館内外で個別にきめ細かく実施していかなければならない。

- ①学習ニーズや学習内容に応じて最も適切な手法、設備等を駆使し、自然や人間の歩みを効果的に学習・体験する機会を、県民に等しく提供する機能
- ②学校教育における地域学習を、館内外で効果的に支援できる機能
- ③年齢や言語、障がい等にかかわらず、様々な人々が参加できる学習・体験プログラムを提供する機能
- ④学芸員等を学校や公民館等に派遣し、各地域の児童・生徒や一般住民を対象として、上記のようなプログラムを実施する機能
- ⑤県博から離れた地域に対しては、上記のほか資料貸出しや出張展示等により博物館資料に触れる機会を提供する機能
- ⑥博学連携の強化や館内での活動拡充、幼稚園・保育園や学校と連携した博物館利用を促進する機能

## 5 県民・地域との協働・連携

独自で多彩な自然や人間の歩みについて学ぶ機会を県民に豊富に提供し、県民と協働して自然や歴史・民俗文化を活かした地域づくりに貢献するような博物館とするのでなければ、多額の経費をかけて改修することに県民の理解は得られない。

今後は、展示や教育普及の機能を充実するほか、自然や人間の歩みについて県民が自発的に学習するのを支援する機能や、地域の様々な主体と連携して独自の自然と歴史を持つ鳥取県の魅力を発掘・発信する機能も強化していく必要がある。そうした機能が弱いと、県民に自分達の施設として支えて貰えるようにはならない。

- ①自然や先人の歩みを自発的に学ぶ県民に対して、学芸員等が専門的な指導・助言を行う機能と、必要に応じて博物館の資料や図書の検索、閲覧等のサービスを提供することができる機能
- ②自然や人間の歩みに関し、他の博物館や資料館、大学等の研究機関、民間の研究者や愛好家などと協力・連携して、イベントの開催その他様々な連携事業を推進する機能
- ③県民の様々な活動成果を展示・発表する場の提供や県内博物館等への指導・助言や巡回展示等による連携・交流を推進する機能

## 第4章 改修後の事業計画（想定）

前章に掲げた機能を果たしていくため、改修後の県博においては、それぞれ次の対策や事業を展開していく必要があり、当然のこととして、改修前であっても可能なものはできる限り実践するものとする。

### 1 収集・保管関係

#### ★特徴：収蔵庫の常時観覧（一部収蔵庫にガラス窓設置）

##### (1) 鳥取県の自然や歴史・民俗に関する資料の収集

- ・鳥取県に関する地学、生物、歴史・民俗などの資料を体系的に収集し、県民の共有財産として継続的に充実させていく。

##### (2) 収集資料の保管と活用

- ・収集した資料を適切、安全な環境の下で保存・管理し、国内外の研究者等の利活用を促進するとともに、一部の収蔵庫にはガラス窓を設置し、資料の保管の様子を来館者がいつでも観覧できるようにする。

※収蔵庫の常時観覧は、庫内の資料に悪影響が出ない方法で行う。

- ・常設展示や企画展示で継続的に鳥取藩ゆかりの藩絵師作品及び吉田璋也に代表される民芸運動による工芸品（以下総称して「藩絵師作品・ゆかりの民芸作品」という。）の展示又は展覧会を開催することに対応するため、一部の藩絵師作品・ゆかりの民芸作品を引き続き収蔵する。

### 2 展示関係

#### 常設展示

#### ★特徴：「資料」が語る展示

##### (1) 鳥取県を知るための融合展示

- ・鳥取県の自然、歴史・民俗の重要な「資料」を紹介し、その資料にまつわる様々な話を自然、歴史・民俗などの分野の壁にとらわれず、資料自身が語るように伝えていくことのできる展示室を新たに設け、本県の自然的・歴史的な個性を総合的に把握・理解してもらえるようにする。
- ・県民とともに作り上げることを心がけ、展示室内から議論が生まれる「学びの空間」となり、ここから鳥取県の新しい価値観が創り出されるようにする。

##### (2) 鳥取県に関する分野別展示

- ・鳥取県の地学、生物、歴史・民俗の各分野について、学芸員の調査研究やその他の最新の研究成果などを踏まえた専門的な知見をわかりやすく展示する。
- ・期間限定で展示替えするコーナーを設け、新収蔵コレクションや最新的话题を速報展示する。それらについては、学芸員以外の研究者や愛好家等も参画・協働できるようにする。
- ・歴史・民俗分野の常設展示において、鳥取藩の歴史を物語る藩絵師作品や当時の美術工芸品を歴史・民俗資料として混合展示を行う。

## 企画展示

★特徴：自然や歴史・民俗分野の展覧会は、2ヶ月程度にわたる長期開催（県民の観覧機会の充実）

- (3) 国内外の貴重な資料を観覧できる展覧会（年1回程度）
  - ・自然と人間の歩みについて世界や日本の多様な状況を学ぶことのできる機会を県民に提供する。
- (4) 鳥取県の自然や歴史・民俗に関する展覧会（年1回程度）
  - ・鳥取県に関する最新の知見や新たな発見を紹介し、本県のアイデンティティ強化に資する。
  - ・学芸員を増員し、展覧会の回数を増やすことも検討する。
- (5) 県立美術館（仮称）主催の美術系展覧会等の開催
  - ・東部地域でも県民等が継続的に美術展覧会を観覧できる機会を確保する。

## 3 調査研究関係

★特徴：「収蔵資料」に基づく開かれた調査研究活動

- (1) 収集資料の整理と研究
  - ・収集した資料を活用できるよう、整理と登録を優先的に行っていく。
  - ・整理された資料を、県外の機関とも連携しながら、精力的に調査研究し、鳥取県の“過去”と“現在”を明らかにしていく。
- (2) 目録・データベースの提供と『研究報告』の発行
  - ・登録された資料を目録・データベースとして提供し、また調査研究成果を『研究報告』として定期的に発行する。このことで、成果を県民等に還元するとともに、国内外の研究者等の参画・協力を得やすくする。

## 4 教育普及関係

★特徴：100人以上が収容できる多目的大スペース（講演、講座、昼食会場など）を核に

- (1) 講座・講演会・観察会・ワークショップ等の充実
  - ・様々な使用形態に対応可能な多目的大スペースを新たにリノベーションして、学校など大人数の団体や幅広い来館者を対象に、多様な学習ニーズに応える機会（例：大講演会、会場を仕切ったワークショップ、パネル発表、実験実習など）を提供する。
  - ・年齢や言語、障がい等にかかわらず、様々な人々が参加できる学習・体験プログラムを提供する。
  - ・学芸員の仕事（資料の整理や調査、展示の準備など）を紹介するプログラム等も実施し、博物館活動への理解や関心を深め、積極的な参画を促す契機とする。
- (2) アウトリーチ活動
  - ・博物館から離れた地域を重点に、公民館や学校等への学芸員派遣、テーマを定めた貸出し資料キットの作成、県内各地における出張展示などを行い、全ての県民に主体的な学習の機会を提供する。
  - ・その際には、県内の他の博物館（類似施設）と連携しつつ、役割を分担し、各地域における学習機会の格差是正と学習内容の個性化を図る。

### (3) 学校教育活動の支援

- ・学校教育における博物館利用を促進するため、博学連携を強化するとともに、社会見学や遠足、授業等でクラスを挙げて来館した際には、多目的大スペースを活用することで、来館者サービスの充実を図りつつ、活動内容も拡充する。
- ・小学校と連携し、発達段階に即した博物館利用法を考えていき、県内のすべての小学生が有効に利用できるようにする。

## 5 地域・県民との連携・協力関係

### ★特徴：県民の生涯学習の場

#### (1) ボランティアや任意団体等による博物館活動の活性化

- ・資料の整理や登録、自然標本の同定、古文書の解読などをボランティア等に支えてもらって着実に推進する。同時に、ボランティアたる県民に生涯学習の機会を提供し、博物館事業と県民活動との融合を図る。

#### (2) 研究機関等との連携事業の推進

- ・大学等の研究機関や民間の研究者や愛好家などと協力・連携して、多種多様なシンポジウム、研究発表会等を開催し、多岐にわたる研究活動を展開する。

#### (3) 県民の活動成果の発表機会の提供

- ・企画展示室を県民の様々な活動成果等を展示・発表する場として積極的に提供する（貸し館）。展示・発表の内容については、自然、歴史・民俗関係に限定せず、産業や芸術など県民の幅広い活動の成果発表等に活用できるようにする。

#### (4) 県内他館との連携

- ・県内に市町村や民間団体が設置している博物館（類似施設）に対し、収蔵資料の整理・保管や展示方法の改善について助言・指導を行ったり、共同で巡回展示や連携講座を実施したりして、それらの施設との連携・交流を強化する。

---

## 第5章 必要な施設・設備

---

### 1 主な施設・設備と対応

前2章の考え方に沿った機能や諸事業を展開するためには増改築が望ましいが、現施設が国の史跡指定地域内に立地するために増築が困難であることから、既定の延床面積の範囲内で工夫していく必要がある。

そこで、第3章で掲げた機能に対応し、第4章で想定した事業を展開することを前提として、当該事業を展開するための必要面積(理想)と現施設内で対応するための再配置について、〔表1 必要な機能と施設・設備のモデル〕及び〔図 改修後の各階・室の再配置〕で示した。

その結果として、〔表2 各室面積等の現状と改修後の比較〕のとおり、自然及び歴史・民俗分野が利用できる収蔵庫の面積は相当程度増加するものの、耐震・老朽化対策工事によって表2中の増面積が若干減少すると見込まれる。

なお当館は、「鳥取県PPP／PFI手法活用の優先的検討方針」(平成28年3月29日制定)により、現施設の改修整備を進めるにあたり、従来型手法(県の直営実施)に優先してPPP／PFI手法を検討するなど具体的な整備手法について工夫を図っていくこととなるが、県立美術館整備スケジュールを踏まえての改修整備となり、相当の年数が必要となることから、改めて、適当となる時期において施設・整備改修費等も含めた具体的な検討を進めていくこととする。

[表1] 必要な機能と施設・設備のモデル

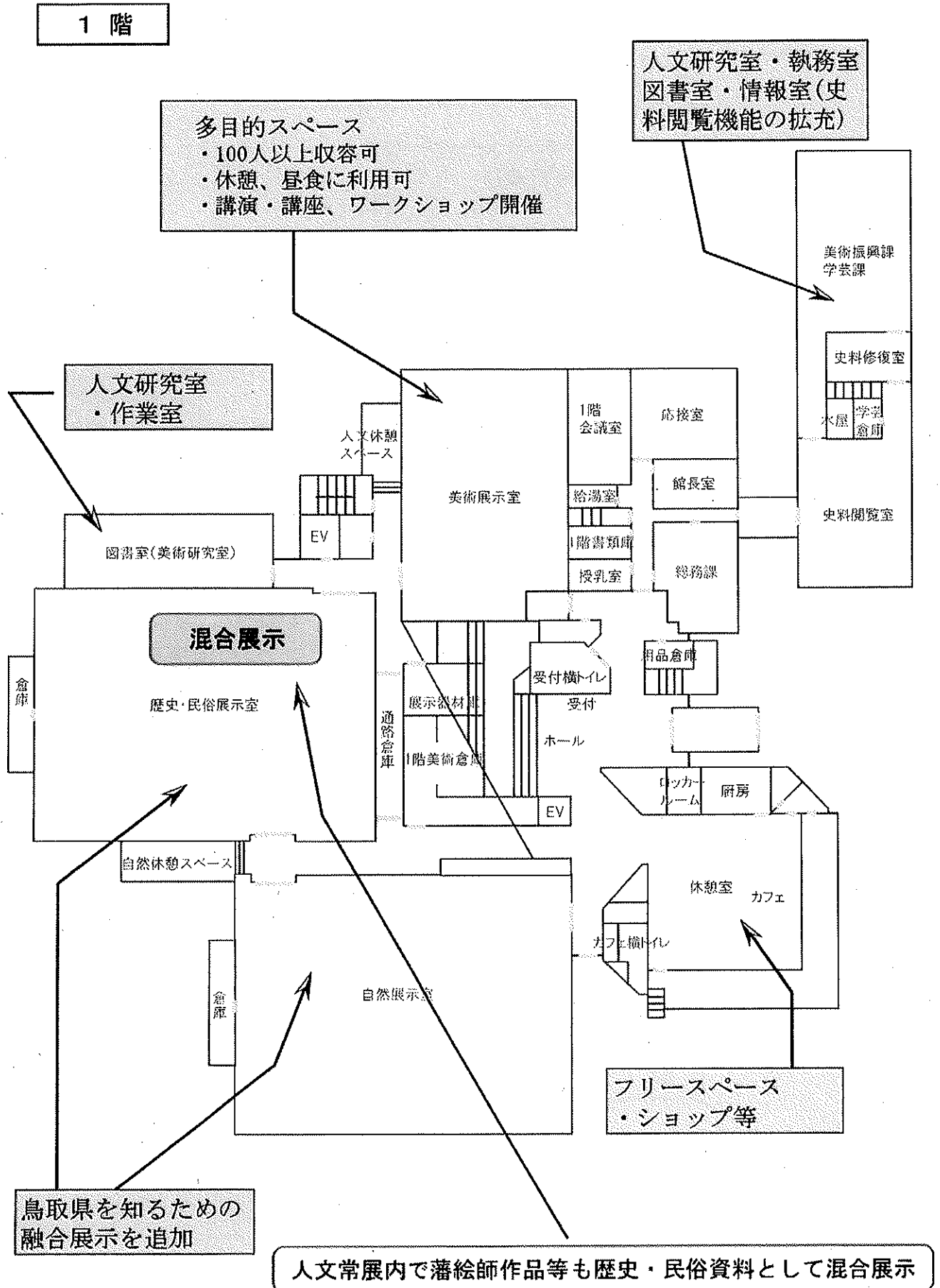
必要な機能	
1 収集保管	① 鳥取県に関するものを中心に、地学、生物、歴史、民俗文化など自然と先人の歩みに関する貴重な資料を、国内法規や国際協定等を遵守しつつ、体系的・計画的・継続的に収集する機能。
	② 収集した資料に関する情報を適切に記録・管理し、国内外における調査研究等に随時活用・提供できる機能。
	③ 収集した資料を次世代に継承するために過湿度や照度が厳重に保たれ、災害等に対しても安全な環境の下で適切に保存・管理し、閲覧や閲覧、利活用が容易に行える機能。
	④ 美術館が所蔵で開演する鳥取藩ゆかりの作品展示等に対応した、一部の藩絵師作品等の収蔵機能。
2 展示	① 鳥取県の豊かな自然と文化に育んだ先人の歩みについて、常時、専門分野ごとに詳しく伝えるとともに、まとまりのある地域ごとに過去からの流れを物語的に紹介する機能。
	② 自然と人間の歩みについて、随時、国内外の貴重な資料を用いて世界や日本の多様な状況を伝えるとともに、鳥取県に関する最新の研究成果等を紹介する機能。
	③ 県東部でも県民等が継続的に美術系展示会を閲覧できる機能
	④ 自然や歴史・民俗の研究者や愛好家等も博物館の展示に参画・協働することができる機能。
	⑤ 年齢や言語、障がい等にかかわらず来場者に親しみもらえるような展示が行える機能。
3 調査研究	① 収集した資料についての調査研究や、博物館の運営・活動に関する調査研究を集中的に行える機能と、調査研究に必要な資料や図書を迅速に参照等できる機能。
	② 県内の収集資料を内外の研究者等が容易に調査・利活用できる機能。
	③ 調査研究の成果を反映した展示を行い、あるいはその成果を取りまとめた記事を発行して、成果を県民等に還元する機能。
	④ 県内各地に異なる豊かな自然や歴史遺産、民俗行事等を、大学や民間の研究者など館外主体の参画・協力を得て調査研究する機能。
4 教育普及	① 学習ニーズや学習内容に応じて最も適切な手法、設備等を駆使し、自然や人間の歩みを効果的に学習・体験する機会を、県民に等しく提供する機能。
	② 学校教育における地域学習を、館内外で効果的に支援できる機能。
	③ 年齢や言語、障がい等にかかわらず、様々な人々が参加できる学習・体験プログラムを提供する機能。
	④ 学芸員等を学校や公民館等に派遣し、各地域の児童・生徒や一般住民を対象として、上記のようなプログラムを実施する機能。
	⑤ 県外から離れた地域に対しては、上記のほか資料貸出しや出張展示等により博物館資料に触れる機会を提供する機能。
	⑥ 博学連携の強化や館内での活動拡充、幼稚園・保育園や学校と連携した博物館利用を促進する機能
5 の 協賛 民・ 連携 域と	① 自然や先人の歩みを自発的に学ぶ県民に対して、学芸員等が専門的な指導・助言を行う機能と、必要に応じて博物館の資料や図書の検索、閲覧等のサービスを提供することができる機能。
	② 自然や人間の歩みに関し、他の博物館や資料館、大学等の研究機関、民間の研究者や愛好家などと協力・連携して、イベントの開催その他様々な連携事業を推進する機能。
	③ 県民の様々な活動成果を展示・発表する場の提供や県内博物館等への指導・助言や巡回展示等による連携・交流を推進する機能

事業計画	
1	《鳥取県の自然や歴史・民俗に関する資料の収集》 (1) 鳥取県に関する地学、生物、歴史・民俗などの資料を体系的に収集し、県民の共有財産として継続的に充実させていく。
	《収集資料の保管と活用》 ・収集した資料を適切、安全な環境の下で保存・管理し、国内外の研究者等の利活用を促進するとともに、一部の収蔵庫にはガラス窓を設置し、資料の保管の様子を来場者がいつでも観察できるようにする。 (2) ※収蔵庫の常時閲覧は、庫内の資料に影響が出ない方法で行う。 ・常設展示や企画展示で継続的に鳥取藩ゆかりの藩絵師作品及び吉田隼也に代表される民芸活動による工芸品(以下総称して「藩絵師作品・ゆかりの民芸作品」という。)の展示又は閲覧会を開催することに対応するため、一部の藩絵師作品・ゆかりの民芸作品を引き続き収集する。
2	《常設展示》……「資料」が語る展示 《鳥取県を知るための融合展示》 ・鳥取県の自然、歴史・民俗の重要な「資料」を紹介し、その資料にまつわる様々な話を自然、歴史・民俗などの分野の壁にとらわれず、資料自身が語るように伝えていくことのできる展示室を新たに設け、本県の自然的・歴史的な個性を総合的に把握・理解してもらえるようにする。 ・県民とともに作り上げることを心がけ、展示室内から議論が生まれる「学びの空間」となり、ここから鳥取県の新しい顔ぶれが創り出されるようにする。 《鳥取県に関する分野別展示》 ・鳥取県の地学、生物、歴史・民俗の各分野について、学芸員の調査研究やその他の最新の研究成果などを踏まえた専門的な知見をわかりやすく展示する。 (2) 期間限定で展示替えするコーナーを設け、新収蔵コレクションや最新の話題を随時展示する。それらについては、学芸員以外の研究者や愛好家等も参画・協働できるようにする。 ・歴史・民俗分野の常設展示において、鳥取藩の歴史を物語る藩絵師作品や当時の美術工芸品を歴史・民俗資料として混合展示を行う。 《企画展示》……自然や歴史・民俗分野の展示会は、2ヶ月程度にわたる長期開催(県民の購買力の充実) ※学芸員を職員し、展示会の回数を増やすことも検討する。 《国内外の貴重な資料を閲覧できる展示会(年1回程度)》 (3) 自然と人間の歩みについて世界や日本の多様な状況を学ぶことのできる機会を県民に提供する。 《鳥取県の自然や歴史・民俗に関する展示会(年1回程度)》 (4) 鳥取県に関する最新の知見や新たな発見を紹介し、本県のアイデンティティ強化に資する。 (5) 県立美術館(絵巻)主催の美術系展示会等の開催 ・東部地域でも県民等が継続的に美術系展示会を閲覧できる機会を確保する。
	《「収集資料」に基づく開かれた調査研究活動》 《収集資料の整理と研究》 (1) 収集した資料を活用できるよう、整理と登録を優先的に行っていく。 ・整理された資料を、県外の機関とも連携しながら、機動的に調査研究し、鳥取県の「過去」と「現在」を明らかにしていく。 《目録・データベースの提供と「研究報告」の発行》 (2) 登録された資料を目録・データベースとして提供し、また調査研究成果を「研究報告」として定期的に発行する。このことで、成果を県民等に還元するとともに、国内外の研究者等の参画・協力を得やすくする。
	……100人以上が収容できる多目的大スペース(講演、講座、昼食会場など)を核に (1) 《講座・講演会・懇話会・ワークショップ等の充実》 ・様々な催し物に対応可能な多目的大スペースを新たにリノベーションして、学校など大人数の団体や幅広い来場者に対して、多様な学習ニーズに応える機会(例:大講演会、会場を仕切ったワークショップ、パネル発表、実験実習など)を提供する。 ・年齢や言語、障がい等にかかわらず、様々な人々が参加できる学習・体験プログラムを提供する。 ・学芸員の仕事(資料の整理や調査、展示の準備など)を紹介するプログラム等も実施し、博物館活動への理解や関心を深め、積極的な参画を促す役割とする。
	(2) 《アウトリーチ活動》 ・博物館から離れた地域を重点に、公民館や学校等への学芸員派遣、テーマを定めた貸出し資料キットの作成、県内各地における出張展示などを行い、全ての県民に主体的な学習の機会を提供する。 ・その際には、県内の他の博物館(類似施設)と連携しつつ、役割を分担し、各地域における学習機会の格差是正と学習内容の個性化を図る。
	(3) 《学校教育活動の支援》 ・学校教育における博物館利用を促進するため、博学連携を強化するとともに、社会見学や遠足、授業等でクラスを単位で来館した際には、多目的大スペースを活用することで、来館者サービスの充実を図りつつ、活動内容も拡充する。 ・小学校と連携し、発達段階に即した博物館利用法を考えていき、県内のすべての小学生が有効に利用できるようにする。
……県民の生涯学習の場	《ボランティアや任意団体等による博物館活動の活性化》 (1) 資料の整理や登録、自然標本の同定、古文書の解読などをボランティア等に支えてもらって着実に進捗する。同時に、ボランティアたる県民に生涯学習の機会を提供し、博物館事業と県民活動との融合を図る。 《研究機関等との連携事業の推進》 (2) 大学等の研究機関や民間の研究者や愛好家などと協力・連携して、多種多様なシンポジウム、研究発表会等を開催し、多岐にわたる研究活動を展開する。 《県民の活動成果の発表機会の提供》 (3) 企画展示室を県民の様々な活動成果等を展示・発表する場として積極的に提供(貸し館)。展示・発表の内容については、自然、歴史・民俗関係に限定せず、産業や芸術など県民の幅広い活動の成果発表等に活用できるようにする。 《県内他館との連携》 (4) 県内に市町村や民間団体が設置している博物館(類似施設)に対し、収集資料の整理・保管や展示方法の改善について助言・指導を行ったり、共同で巡回展示や連携講座を実施したりして、それらの施設との連携・交流を強化する。

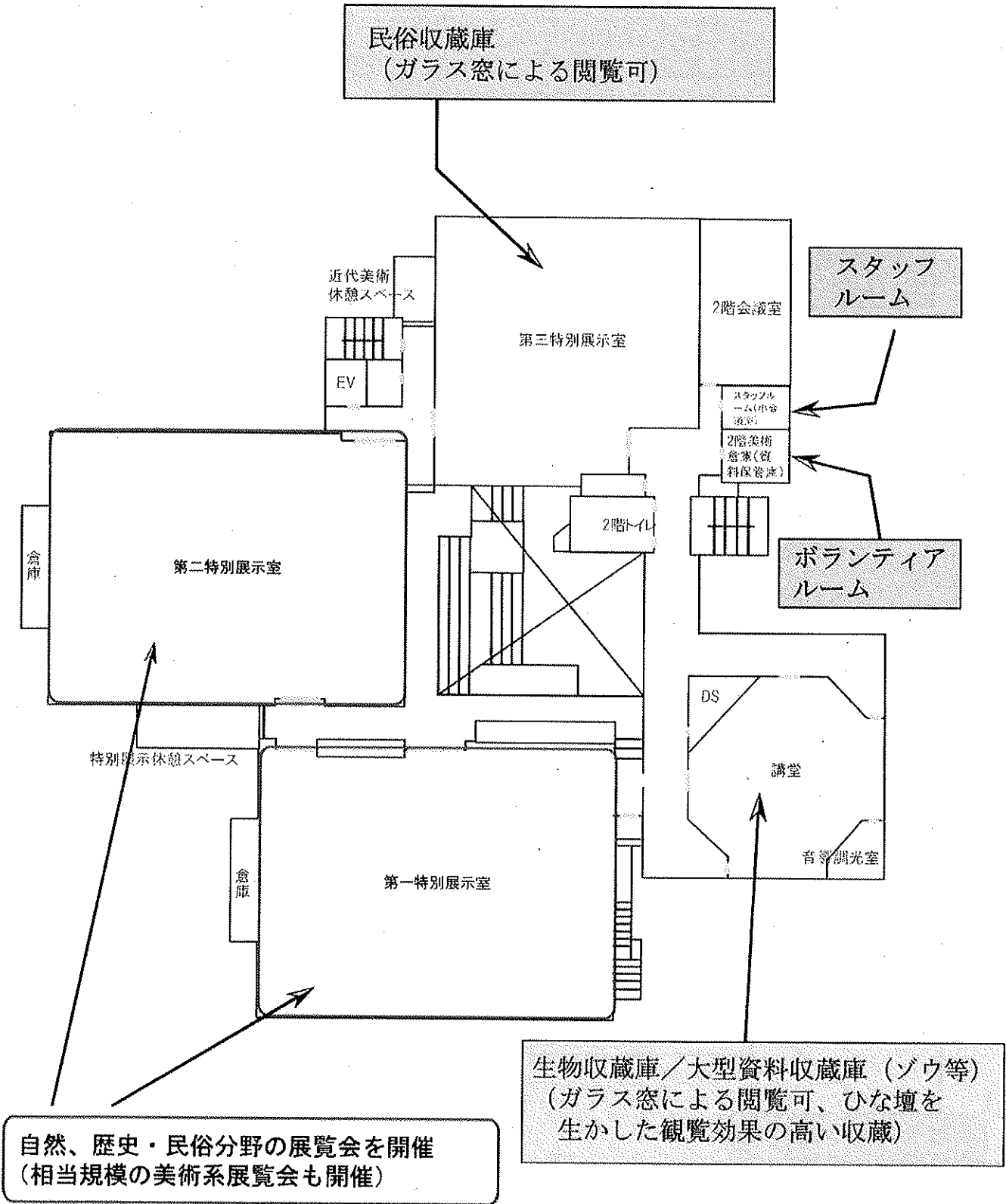
主な施設・設備(必要面積)		【現状】		【再配置案】(必要面積との相違への対応等)	
<p>※青字は現状にはないもの。</p> <p><b>収蔵庫</b></p> <p>自然収蔵庫 ・地学、動物、昆虫、植物</p> <p>人文収蔵庫 ・歴史、近現代、民俗、考古</p> <p>美術収蔵庫 ・一部の彫刻師作品・ゆかりの民芸作品</p> <p>展示機材保管庫</p>	<p>・民俗や動物など一部の収蔵庫はガラス窓による観覧を可能にする。</p> <p>・一部の彫刻師作品等を引き続き収蔵。</p> <p>・資料の種類や同じ温度管理が必要な資料ごとの収蔵。</p> <p>・収蔵庫の一部は、恒湿恒温の24時間空調を整備</p> <p>【必要面積】 (自然)現状201.2㎡不足分828.4㎡得米分40.9㎡130.5 (人文)現状735.8㎡不足分569.3㎡得米分113.9㎡美術収蔵庫分99.0㎡1320.0 (美術)99.0㎡(現「美術収蔵庫」)</p>	<p>自然 1,130.5 ㎡</p> <p>人文 1,320.0 ㎡</p> <p>美術 99.0 ㎡</p>	<p>※美術分野含む</p> <p>自然 708.2 ㎡</p> <p>人文 830.0 ㎡</p> <p>美術 550.0 ㎡</p>	<p>自然 1,115.0 ㎡</p> <p>人文 1,430.2 ㎡</p> <p>美術 99.0 ㎡</p>	<p>・現在の第3特別展示室を使用(※一部撤増等により収蔵力アップ→500㎡相当に)</p> <p>・現在の展示室を使用(※一部撤増等により収蔵力アップ→350㎡相当に)</p> <p>・現在の収蔵庫を使用(※一部撤増等により収蔵力アップ→1,700㎡相当に)</p> <p>地階 895㎡ 一資料保管庫、史料書庫、倉庫など</p> <p>1F 110㎡ 一地下倉庫</p> <p>3F 490㎡ 一資料保管庫、美術収蔵庫(一部の彫刻師作品等)</p> <p>・岩石など温度の影響が少ない資料は、屋外倉庫等での保管も検討</p>
湯沸室		30.0 ㎡			
収蔵保管計		2,579.5 ㎡	2,088.2 ㎡	2,644.2 ㎡	※一部撤増等により収蔵力アップ→2,550㎡相当に ※屋外倉庫80㎡、轉換倉庫480㎡
常設展示室	・鳥居清を初めとするの割合展示、歴史と彫刻師作品等の混合展示を新たに追加	1,000.0 ㎡	1,280.0 ㎡	815.0 ㎡	・現在の自然展示室及び歴史・民俗展示室を利用 ※歴史・民俗展示室内で混合展示
企画展示室	・人文・自然系の展覧会その他、美術系の展覧会等にも活用	1,000.0 ㎡	1,404.0 ㎡	615.0 ㎡	・現在の第1特別展示室及び第2特別展示室を使用
展示計		2,000.0 ㎡	2,684.0 ㎡	1,030.0 ㎡	
			※美術展示室・第3特別展示室含む	2,080.0 ㎡	
人文研究室A、執務室、修復室、研究用図書室	・執務室:0㎡×25人(共用部分含む)→180㎡	680.0 ㎡	437.0 ㎡	128.0 ㎡	・現在の学芸課執務室等を使用 ※情報室(図書・映像)を拡充し、その分の面積を減。
人文研究室B、作業室	・研究室、修復室、現在の準備作業室約150㎡の約1.5倍→210㎡			108.0 ㎡	・研究室と執務室を兼ねることにより、スペースを有効活用する。 ・なお、研究用図書室は展覧普及のための情報室と兼用する。
自然研究室、執務室、研究用図書室	・人文・自然の各研究用図書室:2分野とも現図書室約100㎡の約1.5倍×2分野→300㎡	680.0 ㎡	437.0 ㎡	189.0 ㎡	・現在の図書室を使用
資料写真撮影室	大型絵図を広げられる広さ	100.0 ㎡		189.0 ㎡	・現在の準備作業室を使用
資料点検室	同上	100.0 ㎡		395.0 ㎡	
調査研究計		860.0 ㎡	437.0 ㎡	395.0 ㎡	・荷解場(90㎡)等の改修で対応。 (撮影と点検は時間を分けて実施でき、同じ場所でも可)
情報室(図書・映像)	現史料閲覧室約100㎡の1.3倍程度	130.0 ㎡	111.0 ㎡	183.0 ㎡	・現在の史料閲覧室を拡張
多目的スペース	・100人以上収容可能 ・休憩、昼食に利用可能 ・講演、講座、ワークショップの開催が可能	300.0 ㎡	208.0 ㎡	280.0 ㎡	・現在の美術展示室(1F)を使用
体験学習室	現大会議室約100㎡と準備スペース約50㎡の計150㎡×2コマ同時開催分	300.0 ㎡			・多目的スペースに体験学習が行える設備を整え、そこを活用
ボランティア室	ボランティアの休憩・ミーティング用で、現着脱履控室程度	20.0 ㎡		22.0 ㎡	・現在の資料保管庫(2F)を使用
教員書及計		750.0 ㎡	317.0 ㎡	435.0 ㎡	
【管理・共用空間等】					
共用空間(エントランス、廊下、トイレ、休憩コーナー等)	他施設における標準的な占有率:延床面積×30%	3,510.0 ㎡	3,068.0 ㎡	3,068.0 ㎡	
ショップ等	現状程度は必要	180.0 ㎡	182.0 ㎡	180.0 ㎡	・総務課職員に併い、コピー機等を授課棟内に移動させ、1F会議室のスペースを含め全体をリノベーションする。
展示室、事務室	現程度は必要	94.0 ㎡	94.0 ㎡	94.0 ㎡	
応接室、会議室	現程度と2F会議室程度は必要	160.0 ㎡	197.0 ㎡	160.0 ㎡	
スタッフルーム	現状程度は必要	20.0 ㎡	20.0 ㎡	20.0 ㎡	
電気・機械室	施設内の標準的占有率:延床面積×10%	1,170.0 ㎡	1,078.0 ㎡	1,078.0 ㎡	
荷解場	トラックヤードの屋内化	400.0 ㎡	99.0 ㎡	138.0 ㎡	・トラックヤードの屋内化は、施設構造上不可解である。
管理・共有スペース計		5,534.0 ㎡	4,734.0 ㎡	4,734.0 ㎡	
合計		11,733.5 ㎡	10,248.2 ㎡	10,268.2 ㎡	※緑内のみ 9,699.0 ㎡



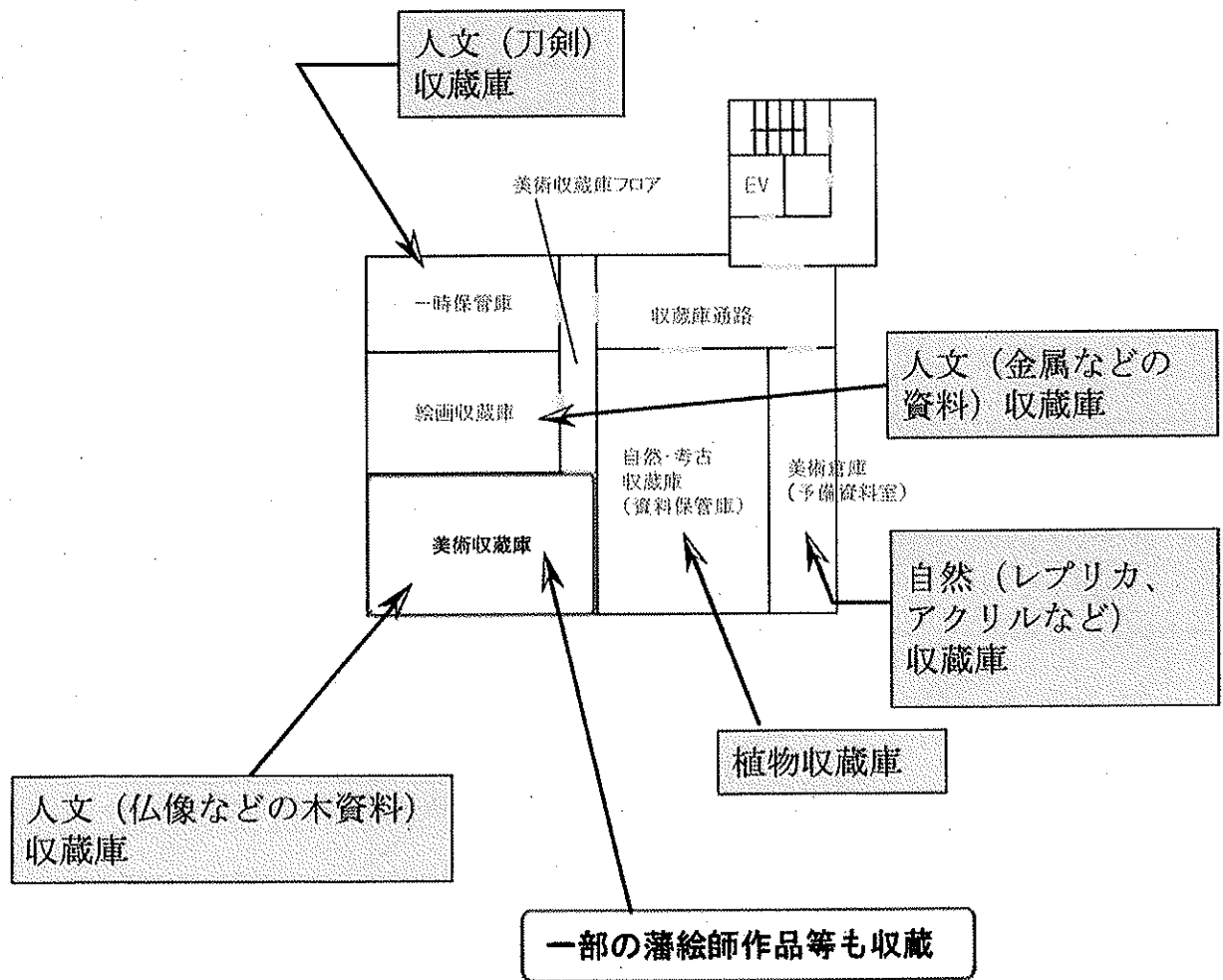
〔図〕 改修後の各階・室の再配置



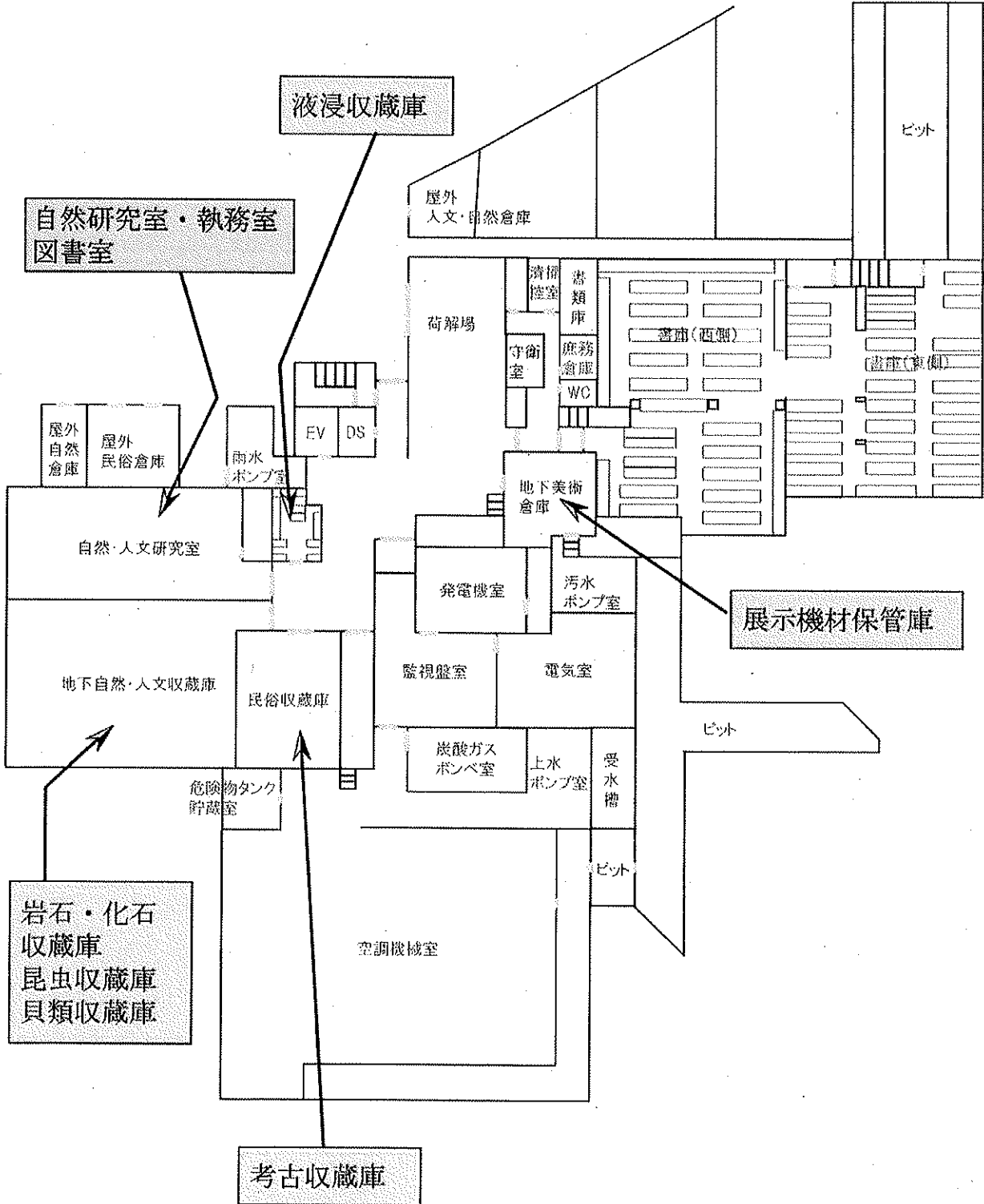
2 階



3 階



地階



〔表2〕各室面積等の現状と改修後の比較

(単位:㎡)

区分	現状(A)		改修後案(B)		増減 (B)-(A)	
	諸室名等	面積	諸室名等	面積		
収集保管	自然	3F(自然・考古収蔵庫の一部)、B1F(自然・人文収蔵庫の一部、昆虫収蔵庫、屋外倉庫(植物標本等収蔵)、緑風倉庫(化石・岩石・図書等収蔵(展示機材等含む))	706.2	3F(レプリカ等収蔵、植物標本等収蔵)、B1F(岩石・化石・昆虫・貝類等収蔵、液浸標本収蔵)、屋外倉庫(植物標本等収蔵)、緑風倉庫(化石・岩石・図書等収蔵(展示機材等含む))	1,115.0	408.8
	人文	3F(自然・考古収蔵庫の一部)、B1F(自然・人文収蔵庫の一部)、屋外民俗倉庫(大型農具等)、人文・自然倉庫(土器等)、緑風倉庫(図書等)	830.0	3F(仏像など木資料、金属資料等、刀剣)、屋外民俗倉庫(大型農具等)、人文・自然倉庫(土器等)、緑風倉庫(図書等)	1,430.2	600.2
	美術	3F(美術収蔵庫、絵画収蔵庫、一時保管庫、通路、予備資料室)、2F(資料保管庫(絵画)、1F(階段下倉庫(彫刻))、B1F(美術倉庫(彫刻))、緑風倉庫(図書等)	550.0	鳥取藩絵師作品等	99.0	△ 451.0
	計		2,086.2		2,644.2	558.0
展示	企画展示	第1～第3特別展示室	1,404.0	現第1・第2展示室	1,030.0	△ 374.0
	常設展示	自然展示室、歴史・民俗展示室、美術展示室	1,290.0	自然展示室(歴史・民俗との融合展示あり)、歴史民俗展示室(鳥取藩絵師作品等の混合展示あり)	1,030.0	△ 260.0
	計		2,694.0		2,060.0	△ 634.0
調査研究		学芸執務室、図書室(研究用図書室・美術研究室)、準備工作室(自然・人文研究室)	437.0	人文執務室・研究室・修復室・研究用図書室・作業室、自然執務室・研究室・研究用図書室	395.0	△ 42.0
教育普及		講堂・映写室、史料閲覧室	317.0	ボランティアルーム、多目的スペース、情報室(図書・映像)	435.0	118.0
管理・共用	共用空間	エントランス(ミュージアム・ショップ含む)、廊下、トイレ、休憩コーナー等	3,248.0	エントランス(ミュージアム・ショップ含む)、廊下、トイレ、休憩コーナー等	3,248.0	0.0
	管理・総務	館長室、応接室、総務課、1・2F会議室、荷解場、電気・機械室	1,486.0	館長室、応接室、総務課、1・2F会議室、荷解場、電気・機械室	1,486.0	0.0
	計		4,734.0		4,734.0	0.0
合計		10,268.2		10,268.2	0.0	

※屋外倉庫、緑風倉庫を除く延床面積は9,999.0㎡(改修後案も同じ)。

## 第6章 改修後の想定利用者数と運営経費見込み

前2章に掲げた計画に基づき事業を展開し、また施設・設備を改修した後の県博の利用者数を次のとおり想定し、また、当該利用者数等を前提とした収支の運営経費は、それぞれ次のとおり見込む。

### 1 想定利用者数（見込み）

#### 1 常設展示関連

（単位：人）

内容		平成26実績	想定利用者数	想定利用者数の考え方
①	常設展示室 （新規・収蔵庫観覧）	31,910 （注1）	42,642	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24～26実績：平均34,220人/年×1.1倍＝37,642人</li> <li>融合展示の新設や学校等の利用促進による増：5,000人</li> </ul>
合計		31,910	42,642	

#### 2 企画展示関連

（単位：人）

内容		平成26実績	想定利用者数	想定利用者数の考え方
①	国内外の展覧会	11,695	19,748	<ul style="list-style-type: none"> <li>H26実績は「胸キュン☆サンゴ展」のもの</li> <li>平成24～26実績：平均13,165人をベースに、開催期間を2倍（2ヶ月程度）にすることで入場者数を1.5倍とする。</li> </ul>
②	鳥取の展覧会	2,906	4,692	<ul style="list-style-type: none"> <li>H26実績は「大麒麟獅子展」のもの</li> <li>平成24～26実績：平均3,128人をベースに、開催期間を2倍（2ヶ月程度）にすることで入場者数を1.5倍とする。</li> </ul>
合計		14,601	24,440	

#### 3 調査研究関連

（単位：人）

内容		平成26実績	想定利用者数	想定利用者数の考え方
①	研究相談	100	110	通常平均100人/年×約1.1倍
②	収集資料の研究利用 （研究者来館に限る）	0	50	（1人/週）×50週
合計		100	160	

#### 4 教育普及関連

（単位：人）

内容		平成26実績	想定利用者数	想定利用者数の考え方
①	講座・観察会等	1,810	1,909	平成24～26実績（平均人1,735/年）×約1.1倍
②	アウトリーチ（学芸員派遣、移動博物館等）	6,630	4,471	平成24～26実績（平均4,065人/年）×約1.1倍
合計		8,440	6,380	

5 県民との連携関連

(単位：人)

内 容		平成 26 実績	想定利用者数	想定利用者数の考え方
①	ボランティア活動 (来館分)	240	500	(10人/週) × 50週
②	企画展示室(貸館/共 催企画も含む)	14,193 (注2)	15,449	平成 24~26 実績(平均 14,045人/年) × 約 1.1倍
③	会議室・講堂等貸館	1,541	1,632	平成 24~26 実績(平均 1,484人/年) × 約 1.1倍
合 計		15,974	17,581	

総 計

71,025

91,203

128%

注 1：3分野(自然・人文・美術)全体の実績

注 2：殆どが美術関連の企画

2 運営経費の試算

《収入》

(単位：千円)

項 目	現状 (H 2 6)		試算額	試算の考え方
	県博全体(注)	うち自然・人文		
入館料収入 (常設展)	6,574	2,567	1,512	○4.2万人×0.2×180円=1,512千円 ・入館料180円 ・有料入館者が20%(平成24~26実績平均) として試算。
入館料収入 (企画展)			6,480	○2.4万人×0.45×600円=6,480千円 ・入館料600円(H27実績の平均[自然700円、 人文500円]) ・有料入館者が45%(平成24~26実績平均) として試算。
展示室使用料 収入	699	699	699	平成 24~26 実績(平均 1,484人/年) × 約 1.1 倍
協賛金・雑入等	2,221	2,221	2,221	※現在の協賛金が継続する前提
一般財源	413,182	288,609	289,268	支出合計から、上記収入を除いた額
計	422,676	294,096	300,180	102%

《支出》

(単位：千円)

項 目	現状 (H 2 6)		試算額	試算の考え方
	県博全体(注)	うち自然・人文		
職員人件費	176,470	117,366	117,366	現員から美術関係職員を差し引いた常勤職員数 ×県職員の平均給与額 館長1、学芸課長1、総務部門5(課長・補佐2・主事2) 学芸部門 自然担当4、普及担当1、人文担当5
施設管理費	88,654	88,654	88,654	新美術館が建設されて美術部門が現施設から無 くなくても、施設の大きさ等が変わらない以上、 エレベーター保守、植栽管理、光熱水費、警備

				関係など管理費は引き続き同額が必要として算定。
企画展覧会運営費	76,094	30,418	36,502	企画展は現行の2回のままとするが、会期を2ヶ月程度に延ばすことから、経費は1.2倍くらいかかるものとして算定。
常設展示運営費	16,168	8,168	8,168	
教育普及事業	7,757	3,957	3,957	
調査研究事業費	57,533	45,533	45,533	
計	422,676	294,096	300,180	102%

(注) 収入、支出とも山陰海岸学習館及び美術品取得関係を除く決算額である。



## 第7章 より効率的な改修・運営計画手法の検討

### 1 現状・課題検討委員会による提言

以上、現施設について県直営で改修整備して管理運営することを前提に検討を進めてきたが、それらをより効果的・効率的に行うためには、民間の技術・ノウハウや資金・活力をもっと積極的に導入することも考えてみる必要がある。これについて現状・課題検討委員会は、次のように指摘されている。

#### (1) 地方独立行政法人制度について

地方独立行政法人化については、①効率化が行き過ぎないようにすることと②独立のメリットが期待できる規模とすることに留意する必要があるが、県立博物館と市町村立の博物館・美術館、歴史民俗資料館等を一括して運営する地方独立行政法人(以下「一括独法」という。)は、各施設の運営負担の全体的軽減や施設間の連携強化、各施設のレベルアップ、広域的なサービス展開等を可能とする。

その中核的役割を担うことは、本県の中心的博物館たる県博の使命であり、県博自身の課題である地域や住民との連携・協働を推進することにも大いに役立つものである。市町村と一緒に、検討を進めていく必要がある。

#### (2) 指定管理者制度について

指定管理者制度については、①指定管理期間が短く継続して指定を受けられる保証がないことや②博物館、美術館等の特性を踏まえつつ指定管理の条件や業務範囲を設定することなどに留意する必要があるが、民間ノウハウを導入することで、来館者サービスの向上、利用者の利便性向上等による来館者増や効果的・効率的な運営による経費節減が期待されるなどの効果が見込まれるため、検討を進めていく必要がある。

### 2 現状・課題検討委員会の提言に対応した検討状況

#### (1) 地方独立行政法人による運営について

地方独立行政法人による運営については、美術館整備基本構想(以下「美術館構想」という。)検討時に県と市町村が所有する各施設を共同で運営する一括独法化の設立可能性が検討された結果、参画意思のある市町村が少なく、スケールメリットが期待できないことから、一括独法化について検討を進めるのは当面難しいとされ、現施設においても同様の状況になると考えられる。

#### (2) 指定管理者による運営について

指定管理者による運営についても、(1)と併せて美術館構想において検討され、メリット・デメリット比較等を経て、公共施設の指定管理については、過度な効率性や収益性の追求が施設本来の公共的な在り方、施設の公益的な設置目的を阻害することへの危惧があることも勘案し、そのようなことにならないよう留意しながら、新しい美術館を指定管理者に運営させることについて、引き続き検討し、指定管理とする場合でも美術館の管理部門の業務のみをその対象とする一部指定を念頭に検討を進めるものとされた。

この考え方は、現施設にも適用されうるものであることから、両館に共通する課題として検討する必要がある。

### 3 鳥取県PPP／PFI手法活用の優先的検討方針に基づく検討

現施設の改修整備を進めるにあたっては、「鳥取県PPP／PFI手法活用の優先的検討方針」(平成28年3月29日制定)により、従来型手法(県の直営実施)に優先してPPP／PFI手法を検討するなど具体的な整備手法について工夫を図っていくこととなるが、県立美術館整備スケジュールを踏まえての改修整備となり、相当の年数が必要となることから、改めて、適当となる時期において施設・整備改修費等も含めた具体的な検討を進めていくこととする。

(参考：鳥取県PPP／PFI手法活用の優先的検討方針抜粋)

#### 1 検討対象事業

県で実施する以下の公共施設・設備整備事業(公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。以下「公共施設整備事業」という。)については、PPP／PFIの活用を検討することとする。

- ①事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修)
- ②単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業(運営等)

(略)

また、他自治体で実績のある事業や公の施設の管理については、事業費が上記金額を下回っても、PPP／PFI手法の活用について検討を行うことができるものとする。

## 第8章 今後の進め方

現施設の改修及びその後の運営の方向等について、鳥取県立博物館協議会による審議を踏まえ、県教育委員会として、現時点での基本構想の中間とりまとめを行うものである。

この「中間まとめ」は、博物館の整備・運営手法以外についての考え方を整理したものであり、県立美術館整備スケジュール等を踏まえながら、改めてPPP/PFI優先方針に基づく整備・運営手法の検討を行ない、さらにその時点での必要な修正を踏まえて最終的なとりまとめを行うことが必要である。

また、本構想に掲げた、施設設備等の改修工事並びにリニューアルオープン後の自然、歴史・民俗分野が目ざす機能や事業を実現していくためには、美術館整備の進捗と密接に連動しつつ、博物館機能の担い手たる学芸員をはじめとした館職員が協働して準備を進めるとともに、様々な関係団体や有識者、利用者等の意見や要望、更には民間のノウハウ等も参考にしながら検討を進めていくことが必要である。

特に、美術分野が独立することで収蔵資料の増加に伴う狭隘化の問題がある程度解消できるが、反面、美術館が倉吉市に新築されることにより、東部地域で美術作品を鑑賞したり発表する機会が減少することが懸念され、東部地域の県民の方を中心にして、現施設での美術分野の事業展開等の維持を強く要望されていることに配慮する必要がある。

そのほか、現施設の改修工事期間中は、全ての収蔵物品を館外で保管・管理する必要があり、当該一時保管の課題も加える必要がある。

さらに改修に当たっては、外観に新たな博物館の出発を示せる象徴的な意匠をほどこすことや、外構まわりも含めてユニバーサルデザインの視点での必要な対応を行うことも併せて検討するものとする。

いずれにしても、現施設のリニューアルオープンは、平成36年度に予定されている美術館開館後の改修工事を経た後であり、現在から10年程度先になることから、その頃には博物館の利用ニーズや社会経済情勢等も相当変化していると予想されることから、適当な時期に本基本構想を時点修正することも必要である。

このように、美術館整備に係る検討状況を踏まえながら本構想の検討を行ってきたが、本構想は平成29年度までの利用者ニーズ等を踏まえた内容であり、前述による時点修正の検討機会を設けることのほか、構想に記載した事業計画の中には改修前であっても対応可能なものがあることから、できるところから順次実践して必要な改善・充実を図っていく必要があり、鳥取県教育委員会として今から努力していきたい。

## 趣旨

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、**法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直す**など、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備する。

## 概要

### I 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことを定める【第1条】。
- 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする【第3条】。

### II 博物館登録制度の見直し

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録要件を見直すとともに、これに伴う登録審査の手続き等についての規定を整備する。

#### 1. 登録要件の見直し

- 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとする【第2条】、設置者が博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、社会的信望を有すること等を要件として定める【第13条第1項第1号】。
- 登録の審査に当たっては博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査することとし【第13条第1項第3～5号】、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めることとする【第13条第2項】。

#### 2. 登録審査の手続き等の見直し

- 都道府県等教育委員会は、登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする【第13条第3項】。
- 登録博物館の設置者は、博物館の運営の状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告しなければならないこととし【第16条】、都道府県等教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとする【第17～19条】。

### III その他の規定の整備

- 学芸員補の資格要件を短期大学士を有する者で博物館に関する科目の単位を修得したものと定める【第6条】。
- 国・都道府県等教育委員会による研修の対象に学芸員・学芸員補以外の者を含めることとする【第7条】。
- 博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）について、他の博物館等との連携を努力義務とする等の規定を整備する【第31条】。

### IV 施行日・経過措置

施行期日：令和5年4月1日

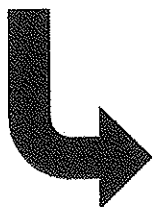
経過措置：既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館とみなす。等

## I 博物館法制度の現状と課題

- 博物館法（1951年制定、本年は制定から70年）
  - ・社会教育施設として、資料の①収集・保管、②展示・教育、③調査・研究を行う機関として位置付け
  - ・博物館の基本的な役割・機能を確保するため、博物館の登録・相当施設の指定を制度化
  - ・税制等の優遇措置、美術品補償制度、学芸員等博物館の専門的職員の人材養成を推進
- 博物館数の増加と設置形態の多様化
  - ・約200館（1951年）→ 約5,700館（2018年時点）※約70年で30倍に増加
  - ・年間の入場者数は、約3億人
  - ・地方独立行政法人立（2013年）、会社立など、設置形態が一層多様化

## II これからの時代にふさわしい博物館の在り方

- 博物館法制定時からの3つの基本的な使命
  - ・資料の①収集・保管、②展示・教育、③調査・研究
  - 現在においても、ICOMなど国際的に共有されているものであり、引き続き維持する必要
- 博物館に求められる役割・機能の多様化・高度化
  - ・文化施設としての役割の明確化、まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等の関連機関との連携（文化芸術基本法）
  - ・文化財をまちづくりに活かすなど、地域文化財の計画的な保存・活用の促進を図る機関としての役割（文化財保護法）
  - ・博物館の文化観光拠点施設としての役割（文化観光推進法）
- 今後必要とされる役割・機能：
  - ・「文化をつなぐミュージアム」（Museums as Cultural Hubs ※ICOM京都大会で提唱）としての地域のまちづくりや産業活性化、社会包摂、人口減少・過疎化・高齢化、地球温暖化やSDGsなど社会的・地域的課題と向き合うための場
  - ・実物（もの）に触れる感動など、文化芸術や自然科学の気付きや発見の共有の場
  - ・デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築



<これからの博物館に求められる役割・機能（5つの方向性）>

「守り、受け継ぐ」資料の収集・保管・蓄積と文化の継承

「わかち合う」資料の展示、情報の発信と文化の共有

「育む」多世代への学びの提供

「つなぐ、向き合う」社会や地域の課題（まちづくり・観光・福祉等）への対応

「営む」専門人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上

● 理念と目的

「底上げ」 規模の大小に関わらず、要件を満たす各地域の博物館を広く振興し、その活動と経営を改善・向上

「盛り立て」 予算措置を含む総合的な施策の推進により、創意工夫や新たなチャレンジを支援



博物館とその資料について、国民にとってより身近でより必要なものとして価値が向上し、その価値に対して更なる支援・投資がなされ、経営基盤が充実されていくという好循環の形成

● 制度の見直しの方向性

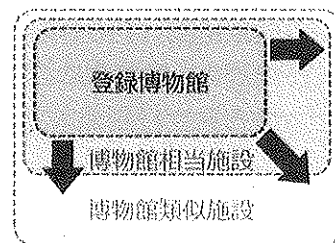
<登録制度の設置主体の拡大（イメージ）>

**設置主体** 現在、地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人等に限定されている設置者の法人類型による限定を見直し、設置主体を拡大。新たに対象となる民間の法人は一定の公益性を担保。

**審査基準** 現行の外形的基準に加えて、博物館としての活動も考慮。

**審査主体・プロセス** 引き続き都道府県等の教育委員会が審査。

その際、専門家の意見を聴取。



**継続的に活動と経営の改善・向上を図る仕組み**

- ・ 定期的な報告等による水準の維持・向上。
- ・ 新制度移行に当たって、5年程度の移行措置期間の中で再度審査。

**博物館による他館や関係機関との連携の促進**

- ・ 博物館同士が、資料や職員の交流をはじめとした連携を行うネットワークを形成することを促進。
- ・ 地域の関係機関との連携による社会的・地域的課題（まちづくり・観光・福祉等）等への対応を促進。

**新制度と連動した総合的な博物館振興策の推進** 予算や税制などインセンティブをできる限り拡大。

● その他の措置すべき事項と今後の課題

- ・ 国立の博物館を含む、すべての博物館の振興のための枠組み等の制度整備についても今後検討。
- ・ 学芸員制度は中長期的な課題として引き続き検討。学芸員補は進学率向上等を踏まえ一部見直し。
- ・ 保存・修理等の館種に応じた様々な専門的職員の養成・資質向上のための規定の整備、現職研修等の一層の充実。 等

（参考）これまでの経緯等

2017年 文化芸術基本法の改正

2018年 文部科学省設置法の改正

・これまで文部科学本省が所管していた博物館に関する事務について、機能強化された新「文化庁」が一括して所管

2019年 国際博物館会議（ICOM）京都大会が開催

2019年 文化審議会に博物館部会を設置し、博物館制度の見直しについて議論を開始

2020年 文化観光推進法の制定

2021年 博物館部会に法制度の在り方に関するワーキンググループを設置

2021年 文部科学大臣から「これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について」諮問

・これからの時代に求められる博物館の役割や経営と活動の改善・向上を促進する観点から、博物館登録制度の在り方を中心に審議

鳥取県における「ふるさとキャリア教育」のめざす人間像

1. ふるさと鳥取に根差して、グローバルな視点で考え行動することができる人材
2. 鳥取県に誇りと愛着を持ち、ふるさと鳥取をさらに継承・発展させようとする意欲や態度を身につけた人材
3. 社会の変化に対応しながら新たな価値を創造することができる人材
4. 自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取を思い、様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる人材

学校(コミュニティ・スクール)

連携・協働

保護者・地域・社会

ふるさと教育の視点

◇幼児教育施設(幼稚園・保育所・認定こども園及び特別支援学校幼稚部)

- 【0歳から就学前】
- 地域の特色を生かした遊び
- 身近な自然や文化・伝統に親しむ遊び

◇小学校・義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部

- 【全体】
- 特別の教科 道徳
- 特別活動【学級活動(3)キャリア教育】
- 土曜授業等
- 【1、2年生】
- 生活科
- 【3、4年生】
- 社会科

- 【実践例】・学校のまわり ・水はどこから
- 総合的な学習の時間
- 【5、6年生】
- 社会科

- 【実践例】・自然災害を防ぐ
- ・情報産業とわたしたちの暮らし
- ・わたしたちのくらしと政治
- 総合的な学習の時間

◇中学校・義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部

- 社会科
- 【実践例】・歴史の調べ方 まとめ・発表の仕方
- ・身近な地域の調査
- ・これからの食糧生産とわたしたち
- 特別の教科 道徳
- 総合的な学習の時間
- 特別活動【学級活動(3)キャリア教育】
- 土曜授業等
- 職場体験

◇高等学校

- ◆全県立高校でふるさとキャリア教育全体計画に基づいた事業を実施
- ふるさとキャリア教育充実事業を実施し、生徒の社会的自立に必要な能力等を育成

- 【内容】・社会人講話による講演 ・地元事業説明会 ・地域貢献活動
- ・インターンシップ等の実施

<普通学科>

- 総合的な学習の時間、特別活動等
- 【実践例】・探究型プロジェクト学習
- <専門学科>
- 課題研究、関連する教科・科目等

- 【実践例】・テクノボランティア(工業科目の技術技能を生かした地域貢献活動)
- ・地域食料の活用と商品

<総合学科>

- 産業社会と人間
- 総合的な学習の時間、特別活動等
- 【実践例】・青空学(青空の探究学習)
- ・みらいチャレンジ活動
- (米子市と連携した協働的かつ探究的な活動)

◇特別支援学校高等部

- ◆全県立特別支援学校において、個別的教育支援計画を作成し、障がいの状況等に応じたキャリア教育を実施

- 【実践例】・就労促進セミナー、福祉セミナーの実施(各園域)
- ・鳥取県特別支援学校技能検定の実施

夢や希望に向かって果敢にチャレンジし、将来ふるさと鳥取県に貢献する気概を持つ生徒に成長

→卒業(進学)の際にふるさと鳥取応援アプリ「とりふる」へ登録(学生登録)

キャリア教育の視点

※特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部)においては、幼児教育施設、小学校及び中学校に準じた取組を各学校で行うとともに、児童生徒の居住地域及び学校周辺校において「交流及び共同学習」を実施している。

全県で統一したビジョンにより推進

地域とともにある学校づくり

- 学校・保護者・地域住民等が教育の当事者となることで、責任感をもち、積極的(子どもへの教育に携わる)
- ・学校運営や教育活動へ参画することで、子どもたちの学びや体験を充実させるとともに、大人の自己有用感や生きがいも繋げる。
- ・顔が見える関係となり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営を推進する。

- ・地域住民、学生、保護者、PTA、NPO法人、民間企業、各種団体の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える。

社会に開かれた教育課程

学校運営協議会

地域学校協働本部

地域学校協働活動

学校を核とした地域づくり

- ・地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える。

「キャリア・パスポート」(児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等)を軸に、「人(つながり・絆)」、「物(自然・文化・歴史)」、「仕事(金)」を系統的につなぐ

「人(つながり・絆)」、「物(自然・文化・歴史)」、「仕事(金)」を系統的につなぐ

「人(つながり・絆)」、「物(自然・文化・歴史)」、「仕事(金)」を系統的につなぐ

「人(つながり・絆)」、「物(自然・文化・歴史)」、「仕事(金)」を系統的につなぐ

「人(つながり・絆)」、「物(自然・文化・歴史)」、「仕事(金)」を系統的につなぐ

○地域の自然遊びへの支援・協力

○地域の文化・伝統に親しむ機会の提供

○郷土学習・ふるさと学習・地域の自然を学ぶ学習・キャリア教育(地域での職場見学・体験等)への協力

○地域行事への児童の参加促進(伝統文化・芸能の継承(祭り等)、防災訓練等)

○学校支援(花壇整備、登下校見守り、あいさつ運動、学習支援、読み聞かせ等)

○児童のまちづくりへの参画機会の提供と協力(花壇整備、防災マップ作成等)

○リーダーとなる子どもの育成支援(公民館主催のリーダー研修等)

○郷土学習・ふるさと学習・地域の自然を学ぶ学習・キャリア教育(地域での職場体験等)への協力

○学校支援(あいさつ運動、読み聞かせ等)

○生徒のまちづくりへの参画機会の提供と協力(地域課題解決学習、地域の特産品づくり、中学生議会への参加等)

○リーダーとなる子どもの育成支援(県子ども会育成連絡協議会主催のジュニアリーダー研修)

○生徒のまちづくりへの参画機会の提供(地域探究、高校生サークル等による地域づくり、高校生議会への参加)

○地域貢献活動の受入れ(清掃活動、地域イベント・高齢者施設でのボランティア活動等)

○キャリア教育(インターンシップによる就労体験、県内企業による企業合同説明会等)への支援

【県教育委員会のその他の取組】

◇社会教育関係者等の人材育成  
学校教育と社会教育の連携・協働等を推進するための人材の育成

◇青少年社会教育施設等での自然体験活動  
星空観察、キャンプ、登山、スキー、自然観察等

◇県全体での「とっとり県民の日」一斉取組  
地産地消給食、鳥取県クイズ、歴史小冊子配布

◇ふるさとキャリア教育CMコンテストの開催

◇知の拠点としての図書館機能の充実

◇魅力ある博物館づくりの推進

◇鳥取県立美術館の整備

小・中・義務教育学校・各市町村で独自の取組を実施  
特別支援学校小学部・中学部・各学校で様々な取組を実施

高等学校・特別支援学校高等部・各学校で様々な取組を実施

県教育委員会  
県立高等学校  
県立特別支援学校  
県立幼稚園  
県立保育所  
県立認定こども園  
県立特別支援学校  
県立小学校  
県立義務教育学校  
県立中学校  
県立高等学校  
県立特別支援学校高等部  
県立幼稚園  
県立保育所  
県立認定こども園  
県立特別支援学校  
県立小学校  
県立義務教育学校  
県立中学校  
県立高等学校  
県立特別支援学校高等部

鳥取砂丘や大山など  
身近な自然を教材にしたい

ととりの歴史人物や  
昔のくらしを知りたい！

美術の授業で、もっと  
面白いことはできないかな

教職員のみなさん！

鳥取県の「自然」「歴史・民俗」「美術」について学がときは…

令和5年度版 鳥取県立博物館

# 『ふるさとキャリア教育』学習プログラム をご活用ください！

鳥取県立博物館には、鳥取県の歴史や祭り・行事などの民俗、鳥取砂丘や大山などの自然環境に関する資料、鳥取県にかかわる美術作品など豊富に収蔵しています。ふるさと鳥取の良さを感じ、誇りに思い、地域に貢献しようとする人材や、遠くに離れていてもふるさと鳥取を

思い、鳥取を支える人材の育成を基盤とする「ふるさとキャリア教育」を進めるため、まずは子ども達に鳥取県のことを知っていただけるよう、博物館を是非ご利用ください。



**館内プログラム** — 博物館内での学習プログラム ※児童生徒の入館料は無料です。引率教職員の入館料は減免できます。



### 常設展示解説

自然分野、歴史・民俗分野の常設展示室の解説を聞きながら、鳥取県の自然や歴史・民俗を学びます。  
【随時受付中】

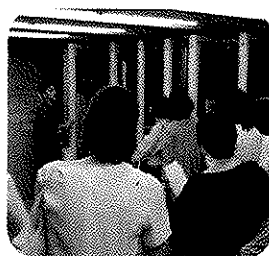


### 特定テーマ解説

「鳥取砂丘」「大山」「鳥取城」など、鳥取に関する特定のテーマについて、展示資料や収蔵資料等を活用して深く学びます。  
【随時受付中】

### 教員のための博物館の日

授業を展開するための展示解説や、学校連携事例の紹介など、博物館を楽しみながら授業のネタ探しのできる1日を提供します。  
【8/3開催】



### 『ふるさとキャリア教育』 のための博物館利用法

博物館の利用方法や収蔵資料の学習資源としての活用方法、授業相談などについて、各分野の学芸員がご相談会に応じます。【随時受付中】

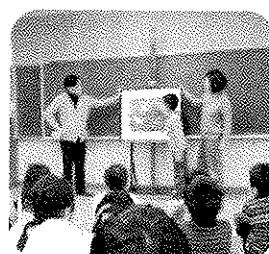


**館外プログラム** — 各学校に出向いて行う学習プログラム ※出張にかかる学芸員の旅費・謝金等は不要です



### 学芸員派遣

講演会や自然観察会、授業相談など、学芸員が地域や学校に出向いて様々な場面で専門知識を活かしてフォローアップします。  
【随時受付中】



### 出前展示/学校のアート

収蔵資料や美術作品を展示したり、アーティストを学校に派遣して作品制作したりして、「本物」で学ぶ場を提供します。  
【年度末に翌年度分を照会】

様々な相談にも対応しています。まずはお問い合わせください。 ※メールでの問い合わせが便利です。



鳥取県立博物館

TOTTORI PREFECTURAL MUSEUM

(担当) 学芸課 学習支援担当

✉ [hakubutsukan@pref.tottori.lg.jp](mailto:hakubutsukan@pref.tottori.lg.jp)

TEL:0857-26-8044 FAX:0857-26-8041



## 文化財保護法と鳥取城跡の保存管理計画等について

令和5年7月17日

### (1) 文化財保護法

県立博物館は国史跡「史跡鳥取城跡附太閤ヶ平」内に存在し、現状変更を伴う行為は文化財法第125条の規定により文化庁長官の許可が必要である。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

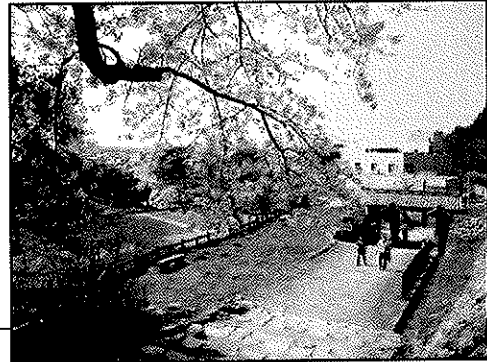
### (2) 史跡鳥取城跡保存管理計画（鳥取市／昭和59年度）

現状変更の許可を得るための前提条件は、史跡の管理団体である鳥取市が昭和59年度に定めた「史跡鳥取城跡保存管理計画」に記載されている。

#### 2 現状変更について

現状変更については文化庁と十分事前協議し、史跡としての城跡遺構を保存することが必要である。

- 1) 史跡地内にある建物等の増改築及び新築は強く制限し、城跡遺構の保存を第一とする。
- 2) 史跡地内の遺構に関係する土木・下水道工事等については、事前協議の徹底を図り、工法及び使用材料等についても事前に十分検討する。
- 3) 史跡地内の土砂採取、開墾は認めない。
- 4) 樹木の植栽及び伐採については、事前協議の徹底を図る。
- 5) 遊歩道、作業道の設置は、設計前に事前協議を徹底し、その工法等十分検討する。
- 6) その他城跡の破壊及び史跡としての景観風致を乱すような現状変更は強く規制する。



### (3) 史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画（鳥取市／平成18年3月31日）

鳥取市策定の史跡整備基本計画には、鳥取西高校と同様に、県立博物館の「当面の併存」が位置付けられている。

#### Ⅲ. 基本計画

##### 1 方針の設定

##### 2) 整備方針

##### 既存施設

##### 県立鳥取西高校

当面史跡整備との整合性を図りつつ併存する。

整備設定年代より後代の施設であり、将来的には、移転も含めて「あり方」の検討が必要である。

##### 鳥取県立博物館

当面史跡整備との整合性を図りつつ併存する。

整備設定年代より後代の施設であり、将来的には、移転も含めて「あり方」の検討が必要である。

## 2 整備計画

### 1) ゾーニング計画

#### G 城内施設ゾーン

- ・現在、仁風閣、県立博物館が建っている。鳥取城跡とともに活用を薦めるため、導線計画等の整備を進める。

### 6) 景観計画

県立博物館：当面史跡整備との整合性を図りつつ併存する。

整備設定年代より後代の施設であり、将来的には、移転も含めて「あり方」の検討が必要であるが、現状での可能な史跡景観への配慮、将来的な史跡との関係の検討を行う。

県立鳥取西高校：当面史跡整備との整合性を図りつつ併存する。

整備設定年代より後代の施設であり、将来的には、移転も含めて「あり方」の検討が必要である。

史跡地内（鳥取城山下ノ丸）にある学校として、史跡管理者に最大限協力していただくとともに、校地整備にあたっては、遺構・史跡環境・景観の保存整備への十分な配慮を要請する。

①整備計画断面図より、現状の高さより高層化すると、天球丸跡石垣が見えなくなる等景観に負担を与えることから、校舎の高さ等、十分な調整が必要である。

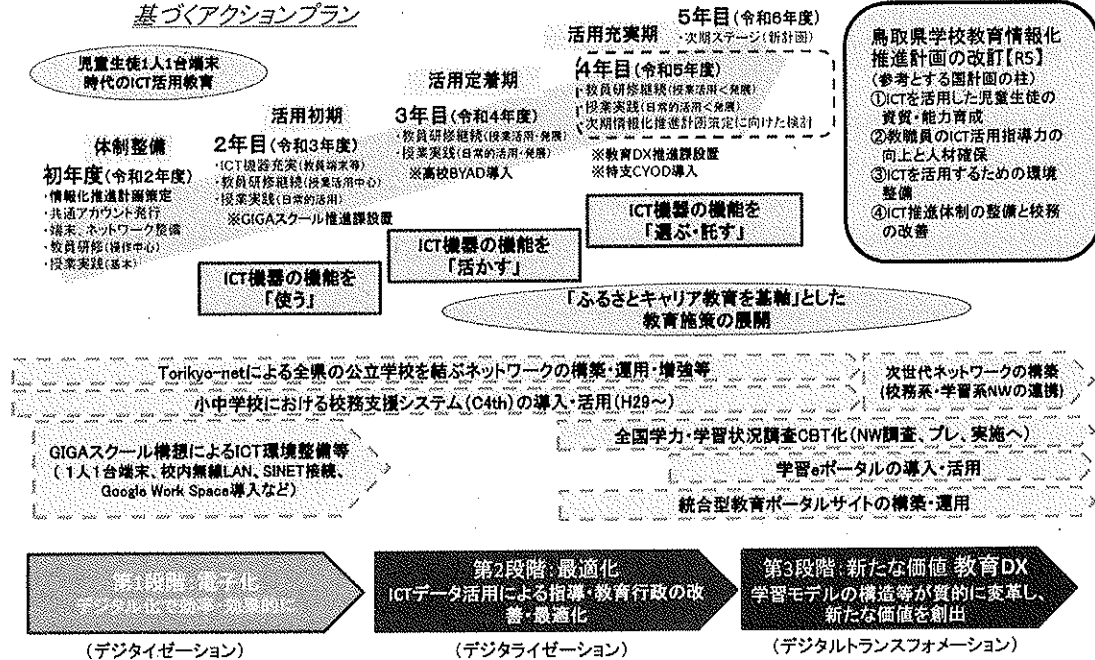
②大手筋からの視線確保、内堀景観への配慮を要請する。

③中ノ御門からの大手筋（登城路）の復元整備にあたっては、他に学校用自動車導線・史跡保存整備作業車両導線が確保できるよう調整を図る。

# 鳥取県の教育DX（デジタルトランスフォーメーション）推進の方向性

教育DX：デジタル技術とデータを活用して、知見の共有と新たな教育価値の創出を目指す

## 鳥取県学校教育情報化推進計画に基づくアクションプラン



これからの社会を主体的に生き、社会に対応する資質・能力を持った人材の育成

## 国の教育振興基本計画の中でのICT活用、GIGAスクール構想、教育DXの位置づけ

**教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法**の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

教育振興基本計画は予想困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の申核を担う

**【社会の現状や変化】**

- 新型コロナウイルス感染症の拡大
- ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- 少子化・人口減少や高齢化
- グローバル化・地球規模課題
- DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- 共生社会・社会的包摂
- 精神的要害の顕現（ウェルビーイング）
- 18歳成年・こども基本法 等

**【初等中等教育】** 国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善

**【高等教育】** 教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備

**【学校段階横断】** 教育負担軽減による進学志向上、教育研究環境整備や創成化 等

**【コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞】** 不登校・いじめなど重大事態の増加

**【学校の長時間勤務や教員不足】** 地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化

**【高度専門人材の不足や労働生産性の低迷】** 博士課程進学率の低下 等

**次期計画のコンセプト**

2040年以降の社会を先導した持続可能な社会の創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通して、持続可能な社会を維持・発展させていく
- 社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

**日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上**

- 多様な個人それぞれの幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- 幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協働的要素と獲得的要素を調和的・一体的に育む
- 日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信
- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあること、定期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来に向けた持続的な幸福を含む概念

**今後の教育政策に関する基本的な方針**

- グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- 主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- 主体的・対話的で深い学びの観点からの授業改善、大学教育の質保証
- 探究・STEAM教育、文理融合・文理融合教育等を推進
- グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- リカレント教育を通じた高度人材育成

**誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す 共生社会の実現に向けた教育の推進**

- 子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- 支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進

**ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上**

人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者

**地域や家庭と共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進**

- 持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- 生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

**教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進**

- DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進
- GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用、指導力の向上等、DX人材の育成等を推進
- 教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進

**デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面に応じた最適な組合せ**

**計画の実効性確保のための環境整備・対話**

- 指導体制・ICT環境等の整備、学校における働き方改革の更なる推進、経済的・地理的状況によらない学びの確保
- NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で、質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保
- 各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等




# GIGAスクール構想

- ✓ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する
- ✓ これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す

これまでの  
教育実践の蓄積

× ICT =

学習活動の一層の充実  
主体的・対話的で深い学びの視点からの  
授業改善

	「1人1台端末」ではない環境		「1人1台端末」の環境
一斉学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>教師が大型提示装置等を用いて説明し、子供たちの興味関心意欲を高めることはできる</li> </ul>	学びの 深化	<ul style="list-style-type: none"> <li>教師は授業中でも一人一人の反応を把握できる</li> <li>→子供たち一人一人の反応を踏まえた、双方向型の一斉授業が可能に</li> </ul> 
個別学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>全員が同時に同じ内容を学習する（一人一人の理解度等に応じた学びは困難）</li> </ul>	学びの 転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>各人が同時に別々の内容を学習</li> <li>個人毎の学習履歴を記録</li> <li>→一人一人の教育的ニーズや、学習状況に応じた個別学習が可能</li> </ul> 
協働学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見を発表する子供に限られる</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の考えをお互いにリアルタイムで共有</li> <li>子供同士で双方向の意見交換が可能に</li> <li>→各自の考えを即時に共有し、多様な意見にも即時に触れられる</li> </ul> 

## ICTの活用により充実する学習の例

- ☑ 調べ学習 課題や目的に応じて、インターネット等を用い、様々な情報を主体的に収集・整理・分析
- ☑ 表現・制作 推敲しながらの長文の作成や、写真・音声・動画等を用いた多様な資料・作品の制作
- ☑ 遠隔教育 大学・海外・専門家との連携、過疎地・離島の子供たちが多様な考えに触れる機会、入院中の子供と教室をつないだ学び
- ☑ 情報モラル教育 実際に情報・情報技術を活用する場面（収集・発信など）が増えることにより、情報モラルを意識する機会の増加

“すぐにでも” “どの教科でも” “誰でも”使えるICT

検索サイトを活用した調べ学習

- ・一人一人が情報を検索し、収集・整理
- ・子供たち自身が様々な情報にアクセスし、主体的に情報を選択する



文章作成ソフト、プレゼンソフトの利用

- ・子供たち一人一人が考えをまとめて発表
- ・共同編集で、リアルタイムで考えを共有しながら学び合い



一斉学習の場面での活用

- ・誰もがイメージしやすい教材提示
- ・一人一人の反応や考えを即時に把握しながら双方向的に授業を進める



一人一人の学習状況に応じた個別学習

- ・デジタル教材を活用し、一人一人の学習進捗状況を可視化
- ・様々な特徴を持った生徒によりきめ細やかな対応を行う



“1人1台”を活用して、教科の学びを深める。教科の学びの本質に迫る。

国語

書く過程を記録し、よりよい文章作成に役立てる

- ・文書作成ソフトで文章を書き、コメント機能等を用いて助言しあう
- ・文章作成ソフトの校閲機能を用いて推敲し、データを共有する



社会

国内外のデータを加工して可視化したり、地図情報に統合したりして、深く分析する

- ・各自で収集したデータや地図を重ね合わせ、情報を読み取る
- ・分析した情報を、プレゼンソフトで、わかりやすく加工して発表

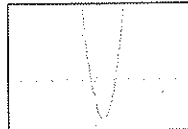


(国土交通省HPより引用)

算数・数学

関数や図形などの変化の様子を可視化して、繰り返し試行錯誤する

- ・画面上に表示した二次関数のグラフについて、式の値を変化させて動かしながら、二次関数の特徴を考察する
- ・正多角形の基本的な性質をもとに、プログラミングを通して正多角形の作図を行う



理科

観察、実験を行い、動画等を使ってより深く分析・考察する

- ・観察、実験を動画等で記録することで、現象を科学的に分析し、考察を深める
- ・観察、実験のレポートやプレゼンテーション資料などを、写真やグラフを挿入するなどして、一人一人が主体的に作成する



外国語

海外とつながる「本物のコミュニケーション」により、発信力を高める

- ・一人一人が海外の子供とつながり、英語で交流・議論を行う
- ・ライティングの自動添削機能やスピーキングの音声認識機能を使い、アウトプットの質と量を大幅に高める



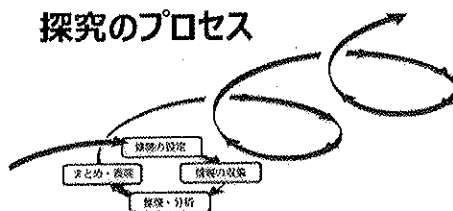
“1人1台”を活用して、教科の学びをつなぐ。社会課題の解決に生かす。

ICTを含む様々なツールを駆使して、各教科等での学びをつなぎ探究するSTEAM教育※

※Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育

探究のプロセスにおける様々な場面において、ICTを効果的に活用することができる

探究のプロセス



課題の設定	実社会の問題状況に関わる課題、進路や教科等、横断的な課題などを設定
情報の収集	文献検索、ネット検索、インタビュー、アンケート、実験、フィールドワーク等
整理・分析	統計による分析、思考ツール、テキストマイニング等で分析
まとめ・表現	論文作成、プレゼンテーション、ポスターセッション、提言等で発信

## 関係機関や地域との連携について

令和5年7月17日

### 1 関係機関との連携

#### (1) 全国等組織との連携

- ・全国博物館長会議
- ・全国科学博物館協議会
- ・日本博物館協会（中国支部）
- ・全国美術館会議

#### (2) 県内他館との連携

- ・鳥取県ミュージアム・ネットワーク（T・M・N）  
H15設置（会員）51館+1局が参加  
（実施事業）相互利用促進のチラシ作成  
共通課題解決のための研修会  
災害発生時における博物館資料の救援活動

#### (3) 博物館振興会

- ・S47設置 ミュージアム・ショップ運営

#### (4) 博物館友の会

- ・S47設置（会員）個人：55 団体：3

#### (5) ポスター貼ります隊

- ・H17設置（会員）237人（R5.1.24現在）

#### (6) 古文書解読ボランティア

- ・H16設置（登録）42人

#### (6) 協賛企業

日本通運、モリックスジャパン、吉備総合電設、三和商事、鳥取県情報センター

#### (7) 協力団体（H27鳥取県立博物館県民協力等実施要項）

鳥取歴史振興会、鳥取地学会、鳥取県生物学会、鳥取地域史研究会、鳥取民俗懇話会



### 2 地域との連携

#### (1) 社会全体で子育てを支援

##### ○中学生の職場体験の受入

中学2年生の受入（R5：高草中、北中）

##### ○体験的学習活動等休業日

家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（GW期間、文化の日周辺）

##### ○博物館における子ども優先の取組

政府はR5.6.13に「こども未来戦略方針」を閣議決定し、「シン・子育て王国鳥取県」を掲げる本県でも、子ども連れや妊婦等の方の優先受付レーン「こどもファスト・トラック」の設置を進める。

県立博物館では、混雑時に職員が声をかけ優先して受付等を行う。（R5.7.1～）

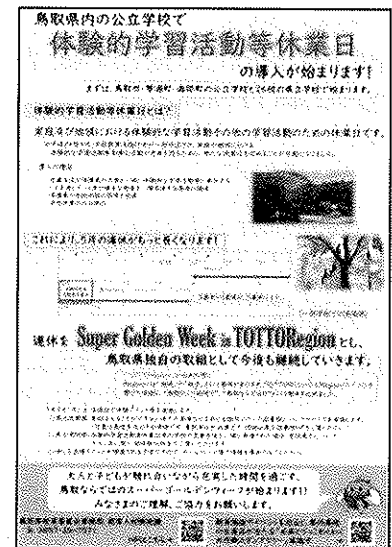
#### (2) 多様な連携

##### ○クールシェルター

熱中症予防対策として暑さと日差しよけの休憩場所を提供（6月1日～9月30日）

##### ○緊急時の避難（北朝鮮ミサイル飛来等Jアラート発令時）

##### ○その他



鳥取県ミュージアム・ネットワークの

入場チケットの半券を  
まだ捨てないでください

※鳥取県ミュージアム・ネットワーク加盟館に限りです

# 加盟館をめぐる おトクな特典 が受けられます！2023

## 用意するもの

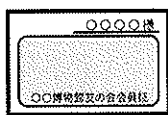
入場チケットの半券



※鳥取県ミュージアム・ネットワーク各加盟館（チラシ裏面参照）の入場券に限りです。

または

友の会会員証など

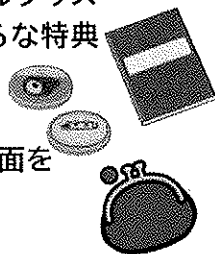


※鳥取県ミュージアム・ネットワーク各加盟館で発行されている会員証や年間パスポートなど。

## 気になる特典の内容は…

入館料の割引やオリジナルグッズのプレゼントなどいろいろな特典があります。

くわしい特典の内容や施設の所在地等はこのチラシ裏面をご覧ください。



## 鳥取県ミュージアム・ネットワーク加盟館は全54施設

### 鳥取県ミュージアム・ネットワーク(TMN)とは

鳥取県ミュージアム・ネットワーク(略してTMN)は、鳥取県内の博物館・美術館・歴史民俗資料館・考古資料館等が相互に連携を密にして、各館の運営や事業の発展と向上を図ることを目的とした組織です。

博物館等が連携することによって、共同企画展を開催したり、単館では難しい企画を立案することが可能となります。この「相互利用特典の提供」もその一つです。

### TMN相互利用特典提供制度とは

鳥取県ミュージアム・ネットワークの加盟館で、ある館の利用者が他の館を利用した場合に、その利用者がそこで何らかの特典の提供を受けることができる仕組みです。

各館の利用者が他の館も利用することで、鳥取県内の博物館利用者を増やし、地域振興を促すものです。

鳥取県ミュージアム・ネットワーク事務局  
(鳥取県立博物館)

〒680-0011 鳥取県鳥取市東町2丁目124  
電話 (0857) 26-8042 FAX (0857) 26-8041  
- 45 - E-mail hakubutsukan@pref.tottori.lg.jp

# 特典内容のご案内

詳しくは、各施設にお問い合わせください。



これらのチケットや会員証をT.M.N.加盟館で提示すると、様々な特典が受けられます。右表中の一冊目をご参照ください。なお、特典の受け方は、施設案内に記述されています。一冊目と二冊目は一冊目「デザイン」は別冊となります。

<b>1 鳥取県立博物館</b> 鳥取市東町二丁目124番地 0857-26-8042 常設展示場を団体料金に割引 (180円→150円)	<b>8 池原町歴史民俗資料館</b> 鳥取市吉方温泉一丁目655 0857-23-5639	<b>15 鳥取市吉方町歴史民俗資料館</b> 鳥取市吉方町青谷2990-4 0857-85-2351 オリジナル一言レター1つプレゼント
<b>2 鳥取県歴史文化センター</b> 鳥取市国府町新下1260番地 0857-27-6711 オリジナルグッズ(缶バッジ等)進呈	<b>9 鳥取市三つ石民俗資料館</b> 鳥取市吉方温泉三丁目701 0857-27-5181	<b>16 鳥取市青谷町歴史民俗資料館</b> 鳥取市青谷町青谷4064 0857-85-0841 オリジナルしおり1つプレゼント
<b>3 鳥取県産物館(鳥取物産館)わらべ館</b> 鳥取市西町三丁目202番地 0857-22-7070 一般の入館料20%割引(一般500円→400円)	<b>10 鳥取市石段の美術館</b> 鳥取市福部町湯山2083-17 0857-20-2231	<b>17 鳥取市石段の民俗資料館</b> 鳥取市青谷町山根313 0857-86-6060 企画展観覧料を2割引
<b>4 鳥取市歴史博物館(くまびこ館)</b> 鳥取市上町88番地 0857-23-2140 入館料の減免 (個人利用料金を団体利用料金に)	<b>11 鳥取市西郷隆盛資料館</b> 鳥取市国府町町屋726番地 0857-26-1780 入館料を団体料金に割引	<b>18 山崎郷土資料館(山崎郷土資料館の自然館)</b> 岩美郡若美町牧谷1794-4 0857-73-1445
<b>5 鳥取県民芸術館</b> 鳥取市米町651 0857-26-2367 入館料を割引(500円→400円)	<b>12 岩美町歴史民俗資料館</b> 鳥取市河原町谷一本1011 0858-85-0046 お買い物!割引	<b>19 八頭町歴史民俗資料館(八頭町歴史民俗資料館の八頭)</b> 八頭郡八頭町安井宿1346 0858-71-1016
<b>6 津辺美術館</b> 鳥取市堂寺55 0857-24-1152 一般入館料900円→800円(他との併用不可)	<b>13 鳥取市北郷史跡公園</b> 鳥取市佐治町高山1071-1 0858-89-1011 天文台入館料、プラネタリウム観覧料、大空望遠鏡観覧料いずれも2割引	<b>20 鳥取県立米子山自然史博物館(の森)</b> 八頭郡若美町春米635-175 0858-82-1620 対象者1名につきオリジナルポストカード1枚進呈
<b>7 国指定重要文化財(白鳥園)</b> 鳥取市東町二丁目121番地 0857-26-3595 入館料割引(一般150円→120円)	<b>14 鳥取市歴史民俗資料館</b> 鳥取市用瀬町別所32-1 0858-87-3222 入館料 一般300円→200円	<b>21 若狭県民文化の里</b> 八頭郡若美町屋敷3番 0858-82-0583
<b>22 鳥取県立美術館(新7年春開館予定)</b> 倉吉市駅前寺町212-5(美術館整備局) 0858-47-3011(美術館整備局)	<b>25 鳥取市歴史民俗資料館(のりこ館)</b> 倉吉市駅前寺町198-4 0858-23-1174 入館料減免(大人300円→270円、中・小学生150円→130円)	<b>30 北郷町の歴史民俗資料館(北郷町歴史民俗資料館)</b> 東伯郡北郷町田井47-1 0858-36-4309
<b>23 鳥取県立歴史民俗資料館(のりこ館)</b> 倉吉市歴史民俗資料館212-5(美術館整備局) 0858-47-3011(美術館整備局)	<b>26 日形劇場(日形劇場ミュージアム)</b> 倉吉市鎮治町1-2971-2 0858-27-1200	<b>31 山崎郷土資料館</b> 東伯郡北郷町由良宿1414 0858-37-5389 入館料(大人700円、中学生500円、小学生300円)を100円引
<b>24 鳥取県立歴史民俗資料館(のりこ館)</b> 倉吉市仲ノ町3445-8 0858-22-4409 常設展示場入館料を団体料金に割引(200円→160円)	<b>27 湯梨地町歴史民俗資料館</b> 東伯郡湯梨地町久留19番地1 0858-35-5367 (湯梨地町教育委員会生涯学習・人材推進課) 湯梨地町文化財ガイドブック進呈	<b>32 若狭町歴史民俗資料館(のりこ館)</b> 東伯郡若美町湯山2083-17 0857-20-2231 入館料1割引(大人500円→450円、小中学生200円→180円)
<b>25 鳥取県立歴史民俗資料館(のりこ館)</b> 倉吉市福成854 0858-26-1811(代)	<b>28 中野町歴史民俗資料館</b> 東伯郡湯梨地町引地565-1 0858-32-2180 入館料1割引(大人500円→450円、小中学生200円→180円)	<b>33 日形劇場(日形劇場)</b> 東伯郡若美町湯山2083-17 0857-20-2231
<b>34 米子市歴史民俗資料館</b> 米子市中町12 0859-34-2424 コレクション展一般当日330円→270円、特別企画展一般当日1300円→1200円に割引	<b>41 境港市歴史民俗資料館</b> 境港市竹内団地255-3 0859-47-3800	<b>48 日形劇場(日形劇場)</b> 西伯郡日吉津村日吉津967-2 0859-27-5956(教育委員会事務局)
<b>35 米子市公民館</b> 米子市彦名新田665 0859-24-6139 ネイチャーセンター入館料を団体料金に割引(大人310円→200円)	<b>42 米子市歴史民俗資料館</b> 境港市本町5番地(休館中) 0859-42-2171	<b>49 鳥取県立自然史博物館(自然史博物館)</b> 西伯郡大山町桑本1115-4 0859-37-4000 缶バッジ進呈
<b>36 米子市立山崎歴史民俗資料館</b> 米子市中町20番地 0859-22-7161 有料企画展示入館料を50円引	<b>43 海とくらしの史料館</b> 境港市花町8-15 0859-44-2000 大人410円→370円、小中高校生100円→90円、幼児・70歳以上無料	<b>50 鳥取県立大山自然史博物館</b> 西伯郡大山町大山43 0859-52-2327
<b>37 鳥取県立歴史民俗資料館(米子市歴史民俗資料館)</b> 米子市福部281 0859-26-0455	<b>44 高野町歴史民俗資料館</b> 西伯郡高野町下中谷4008 0859-66-4755 入館料の割引(一般300円→250円、高大学生200円→150円)	<b>51 大山町歴史民俗資料館</b> 西伯郡大山町大山115-2 0859-52-2158
<b>38 上淡白鳥の歴史展示館</b> 米子市淡江町福岡977番地2 0859-56-2271 入館料割引(310円→250円) 入館記念品を交付	<b>45 鳥取県立歴史民俗資料館</b> 西伯郡高野町福田110 0859-48-3030	<b>52 日形劇場(日形劇場)</b> 日野郡日高町高785 0859-77-1113 オリジナル録音器1枚プレゼント
<b>39 米子市歴史民俗資料館(米子市歴史民俗資料館)</b> 米子市大鏡津町57 0859-25-1251 入館料の割引(大人・高大学生100円引、小中学生50円引)	<b>46 日形劇場(日形劇場)</b> 西伯郡高野町福田110 0859-48-3030	<b>53 日野町歴史民俗資料館</b> 日野郡日野町根路497 0859-72-2107(教育委員会事務局)
<b>40 米子市歴史民俗資料館</b> 米子市大鏡津町4841 0859-25-0550	<b>47 日形劇場(日形劇場)</b> 西伯郡高野町福田110 0859-48-3030	<b>54 日野町歴史民俗資料館</b> 日野郡日高町江尾531 0859-75-2223(教育委員会事務局)

東部エリア

鳥取市  
岩美町  
八頭町  
倉吉市  
若狭町

中部エリア

倉吉市  
湯梨地町  
三朝町  
北郷町  
琴浦町

西部エリア

米子市  
境港市  
大山町  
伯耆町  
南都町  
日吉津村  
日府町  
日野町  
日高町



鳥取県内の公立学校で

# 体験的学習活動等休業日

の導入が始まります！

まずは、鳥取市・琴浦町・南部町の公立学校と26校の県立学校で始まります。

## 体験的学習活動等休業日とは？

家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日です。

※平成29年9月、学校教育法施行令が一部改正され、家庭や地域における体験的な学習活動等多様な活動の充実を図るために、新たな休業日を定めることが可能になりました。

### 導入の趣旨

- ・児童生徒が保護者の方等と一緒に体験的な学習活動等に参加することを通じて、心身の健全な発達を一層促進する環境の醸成
- ・保護者の有給休暇の取得を促進
- ・学校休業日の分散化



これにより、5月の連休がもっと長くなります！

月	火	水	木	金	土	日
			4/28	29 昭和の日	30	5/1
5/2 体験的学習活動等休業日	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6	7	8
5/9	10					

3連休+3連休が、7連休に！！



(一部学校での実施例)

連休を **Super Golden Week in TOTTORegion** とし、  
鳥取県独自の取組として今後も継続していきます。

「TOTTORegion」に込めた想い

Regionには「地域」や「地方」という意味があります。TOTTORI(トトリ)とRegion(リージョン)を繋げた造語に、「鳥取という地域で」、「鳥取ならではの」という意味を込めました。

5月2日(月)は、各施設で体験イベント等を実施します。

- 県立図書館：普段は入ることができない地下の倉庫などをめぐる館内ツアーや図書館についてのクイズを実施します。(対象は高校生及びその弟妹です。事前申込が必要です。詳細は県立図書館HPをご覧ください。)
- 県立博物館：体験的学習活動等休業日等の学校の児童生徒と一緒に来場された場合、常設展示について大人1名に限り、団体割引料金でご覧いただけます。
- 他にも各種イベントが開催される予定ですので、ホームページ等で情報を集めてみてください。

大人と子どもが触れ合いながら充実した時間を過ごす、  
鳥取ならではのスーパーゴールデンウィークが始まります!!  
みなさまのご理解、ご協力をお願いします。



鳥取県教育委員会事務局 教育人材開発課  
TEL 0857-26-7571

HPはこちら→



教育施設やイベントを回ると、県内高校の生産品が当たる「未来とリっこわくわく大作戦スタンプラリー」実施中 →



鳥取県立博物館 収蔵資料の状況

R5.7I時点

分野	名称	資料種類	資料数	面積(m2)					空調		
				館内				屋外		湖山	
				地階	1階	2階	3階				
自然	地学	資料保管庫	化石、岩石等	約10,000	54.3					○	
		屋外人文・自然倉庫	岩石					19.0		×	
		倉庫1	(仮置)化石、岩石等						279.0	×	
		倉庫2	(仮置)化石、岩石等						152.0	×	
	計			54.3			19.0	431.0			
	動物昆虫	資料保管庫	剥製、骨格標本	約40,000				82.6		○	
		資料保管庫	骨格標本、貝類等		43.4					○	
		倉庫(階段室)	液浸標本		11.0					×	
		元燻蒸室	昆虫標本		15.0					×	
	計			69.4			82.6				
	植物	資料保管庫	植物標本	約60,000				55.0		○	
		資料保管庫	植物標本		10.9					○	
		屋外自然倉庫(ピロティ)	(仮置)植物標本					20.0		×	
		計				10.9			55.0	20.0	
	人文	歴史、近現代	史料書庫	池田家文書、古文書等	約65,000	496.0					○
計					496.0						
民俗		資料保管庫	桶類、木製品、鉄器	約5,000	43.4					○	
		展示器材倉庫	漆器等		84.0					○	
		屋外民俗倉庫(ピロティ)	大型農具等					40.0		×	
		計				127.4			40.0		0.0
考古		資料保管庫	鉄器、青銅器等	約10,000				34.4		○	
		資料保管庫	土器等		65.0					○	
		地下考古保管庫	弥生人		13.0					×	
		屋外人文・自然倉庫	土器等					19.0		×	
		倉庫1	人文図書						28.0	×	
		計				78.0			34.4	19.0	28.0
美術		美術	美術収蔵庫	絵画、工芸、写真等	約11,000				99.0		○
			絵画収蔵庫						88.0		○
			一時保管庫						43.0		○
	収蔵庫通路							28.0		○	
	予備資料室							60.0		○	
	資料保管庫		絵画					22.0		△	
	倉庫(階段下)		彫刻				48.0				×
	倉庫(美術)		彫刻			47.0					×
	倉庫1		美術図書							30.0	×
	計			47.0	48.0	22.0	318.0		30.0		
面積小計					1443.0				98.0	489.0	
面積合計					2030.0						

1) 収蔵庫・倉庫に収容できていない資料有り(休憩スペースや廊下などに保管):丸木舟、ソウ骨格、埋没杉など

2) オオサンショウウオ(国天然記念物)の屋外飼育設備(水槽)あり

※面積は壁芯

# 鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針

平成28年3月29日策定

平成30年4月5日改定

令和3年4月1日改定

令和4年4月1日改定

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP/PFI手法を本県においても取り入れていく必要がある。

本県では、平成17年度から公の施設の管理手法として指定管理者制度を導入するなど、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、県民サービスの質の向上を図っているところであるが、今後、PFI手法も含めた民間活力をさらに取り入れた事業手法の積極的な検討と適切な活用を図るため、公共施設等の整備及び運営にあたり、従来型手法（県の直営実施）に優先してPPP/PFI手法を検討することとし、本方針に基づき、全庁的な取組を進めることとする。

## 1 検討対象事業

県で実施する以下の公共施設・設備整備事業（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。以下「公共施設整備事業」という。）については、PPP/PFIの活用を検討することとする。

①事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修）

②単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等）

なお、上記基準に関わらず、以下の事業については、検討の対象から除くことができるものとする。

①災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

②民間の創意工夫の余地が限定的と考えられる道路、河川等の土木インフラ整備事業等（有料道路等を除く）

また、他自治体で実績のある事業や公の施設の管理については、事業費が上記金額を下回っても、PPP/PFI手法の活用について積極的に検討を行うものとする。

## 2 検討方法

PPP/PFI手法の活用検討に当たっては、以下の流れで実施する。

### (1) 事業担当部局から総務部への協議

対象事業になりうる事業については、整備の検討を行う場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合に総務部（デジタル・行財政改革局行財政改革推進課）へ確認し、該当する場合は協議を進めることとする。

なお、PPP/PFI手法の活用にあたっては、実施検討から事業実施まで複数年を要することが一般的であるため、導入スケジュールを考慮して初動段階から協議を開始することとし、整備直前の協議は厳に避けること。

## (2) 適切な手法の選択

検討対象事業について、次の(3)第一次検討又は(4)第二次検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、最も適切なPPP/PFI手法を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

なお、当該事業の同種の事例の過去の実績に照らし、指定管理者制度等の活用が適切と認められる場合においては、第一次検討及び第二次検討を経ることなく、当該手法の活用を決定することができるものとする。

## (3) 第一次検討の実施

検討対象事業について、総務部が定量評価及び定性評価を行い、PPP/PFI手法の活用について検討を実施する。

### ア 定量評価（費用総額の比較による評価）

直営で公共施設等の整備を行う従来型手法による場合と、PPP/PFIを活用した場合との間で、次に掲げる費用等の総額を比較し、採用手法の活用の適否を評価するものとする。

- a 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- b 公共施設等の運営等の費用
- c 民間事業者の適正な利益及び配当
- d 調査に要する費用
- e 資金調達に要する費用
- f 利用料金収入

なお、第一次検討は、できるだけ簡便な方法で実施することが望ましいため、過去の整備事例や類似施設の経費を参考に費用を算出することとする。

また、この比較にあたっては、PPP/PFI手法の活用について民間事業者との意見交換が行われている場合には、上記費用等の算定にあたってその内容を踏まえるものとする。

### イ 定性評価

主に以下の視点で、PPP/PFI手法活用の適性を評価する。

- a 住民サービスの向上
- b 管理運営の効率化
- c 新たな発想の活用
- d 施設の目的・機能

- e 県の関与の必要性
- f 個別の法律による制約

#### (4) 第二次検討の実施

第一次検討において、PPP/PFI手法の活用が適しないと判断された事業以外の事業を対象として、第二次検討を行い、改めてPPP/PFIの活用の適否を評価するものとする。

第二次検討においては、所管部局と連携を図りながら、総務部がコンサルティング事業者を導入可能性調査（基本計画策定等を一体で行う場合はそれを含む）を委託し、その調査分析結果を参考に採用手法の活用の適否を評価するものとする。

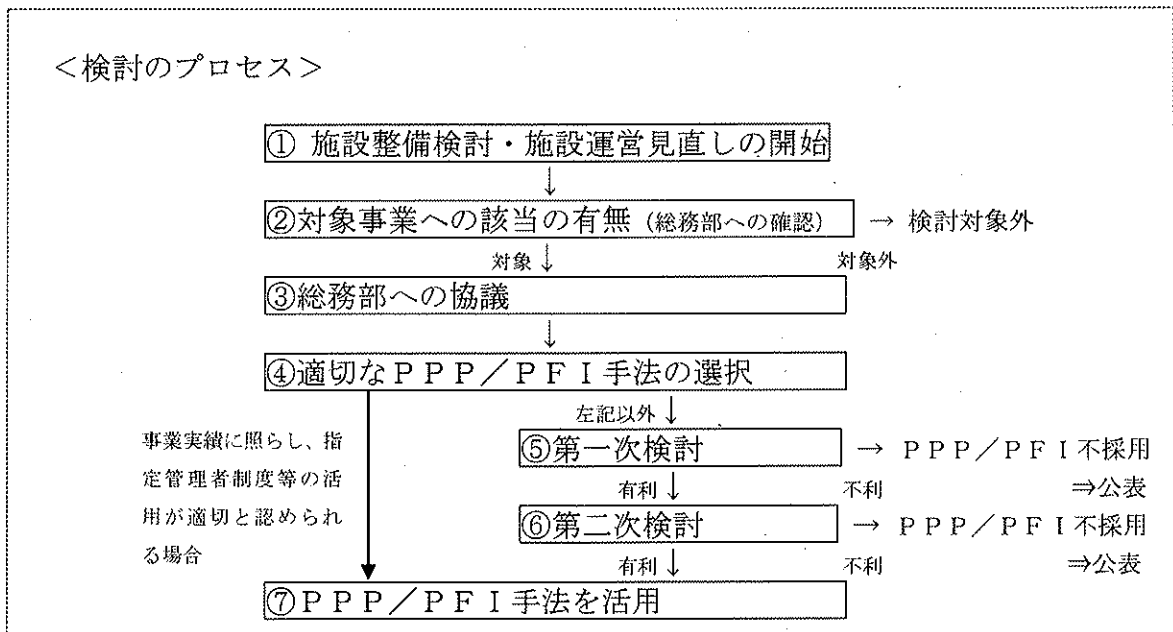
### 3 検討体制

副知事を座長とし、各部局長等で構成する「県有施設・資産有効活用戦略会議」を設置し、検討を実施する。

### 4 検討結果の公表

第一次検討又は第二次検討でPPP/PFI手法の活用に適しないと評価した場合は、活用しないこととした旨及び評価内容をインターネット上で公開するものとする。

また、PFI手法を活用することとした場合、速やかに実施方針の策定及び公表を行うものとする。



**参考 PFI事業全体の流れ**

※太枠部分が「本方針」で定める手続である。

プロセス	手続	標準的な 所要期間	年度	
特定事業の選定 (PFI事業実施 決定)	①事業の発案(活用 の検討)	○事業の発案 ○第一次検討(総務部による定量的・定性的な検討) ○導入可能性調査経費の予算措置	6ヶ月 ～1年	1
		○導入可能性調査(総務部が実施) ○第二次検討(コンサルティング事業者による導入可能性調査分析結果を参考とした評価) ○アドバイザー業務委託経費の予算措置	6ヶ月 ～1年	2
	②実施方針の策定 及び公表	○アドバイザー業務委託 ○実施方針及び要求水準書案等の策定	6ヶ月～1年	3
		○実施方針の公表 ○実施方針説明会の開催	1～2ヶ月	
	③特定事業の 評価・選定、公表	○債務負担行為の設定 ※議会議決 ○特定事業の評価・選定 ○選定結果等の公表	2～3ヶ月	
事業者の募集及び 選定等	④事業者の募集、評 価・選定、公表	○入札公告(公募開始) ○説明会の開催 ○事業者選定	4～6ヶ月	4
	⑤事業契約等の 締結等	○基本協定の締結 ○仮契約の締結 ○事業契約等の締結 ※議会議決 ○事業契約等の公表	2～3ヶ月	
PFI事業の実施	⑥事業の実施(設 計・建設・運営)、 監視等	○事業の実施、監視 ○監視結果の公表 ○サービス対価の支払	10～20年	
	⑦事業の終了	○業務引継 ○契約で定めた土地等の明渡し等		